

6月9日 18:30～20:30
於：サンルートプラザ
2F 芙蓉の間

原子力被災自治体（双葉地方町村以外）及び福島県と国との協議会 議事次第

議事

1. 冒頭あいさつ（頭撮りあり）
 - ① 平野復興大臣あいさつ
 - ② 細野環境大臣・原発事故収束担当大臣あいさつ
 - ③ 柳澤経済産業副大臣あいさつ
 - ④ 福島県知事あいさつ
 2. 国からの説明
 - ① 避難地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組方針等について
 - ② 賠償基準の検討状況について
 - ③ 避難指示区域の見直し等に向けた取組について
 3. 意見交換
 4. 閉会
- （終了後、平野大臣による「ぶら下がり会見」を予定）

出席者

双葉地方町村：冨塚 田村町長
桜井 南相馬市長
古川 川俣町長
菅野 飯舘村長

福 島 県：佐藤 福島県知事

国：平野 復興大臣
細野 環境大臣・原発事故収束担当大臣
柳澤 経済産業副大臣
吉田 復興副大臣
本多 総理補佐官

【国の事務方出席者】

(復興庁)

岡本 統括官
伊藤 審議官
鉢村 審議官
諸橋 福島復興局長

(内閣府原子力被災者生活支援チーム)

菅原 事務局長補佐

(原子力現地対策本部)

富田 審議官

(文部科学省)

戸谷 研究開発局長

(経済産業省)

照井 地域経済産業審議官
守本 資源エネルギー庁電力ガス事業部 参事官

(環境省)

鷺坂 水・大気環境局長
関 放射性物質汚染対策担当審議官
奥主 水環境担当審議官
伊藤 廃棄物・リサイクル対策部長
佐藤 環境保健部長

(福島県)

八木避難地域復興局長

配付資料

- 資料 1 福島県の避難区域等に関する当面の取組方針について
(第2回復興推進会議(5月18日)配布資料)(復興庁)

- 資料 2 避難地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組方針(グランドデザイン)案について(復興庁)

- 資料 3 避難指示区域見直しにおける基準について(内閣府)

- 資料 4 放射線量減衰予測地図(内閣府)

- 資料 5 事故前の居住状況に基づく、線量区分毎の人口分布(機械的計算)(内閣府)

- 資料 6 避難指示解除準備区域等の公共インフラの本格的な復旧について(復興庁)

- 資料 7 除染の方針について(環境省)

- 資料 8 健康不安対策について(環境省)

双葉地方町村協議会 座席表

入口

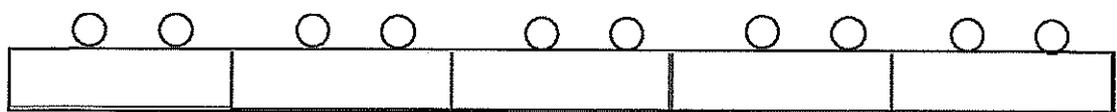
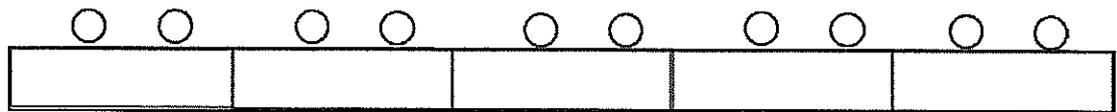
事務方

自治体側

国側

事務方

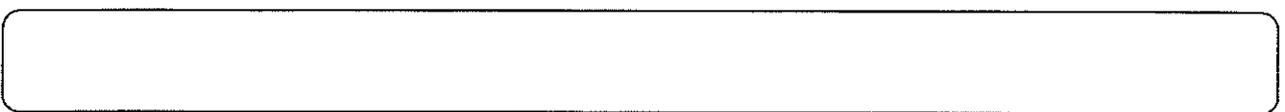
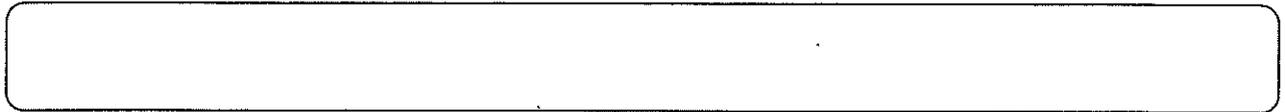
入口



(P) 安齋 避難地域復興 興局次長
 興局長
 八木 避難地域復興 興局長
 武 相双葉地方振 興局長
 鈴木 原子力損害 対策担当理 事
 菅野 保健 福祉部長
 小牛田 環境回復推 進監
 荒竹 生活環境部 長
 齋須 直轄理事



馬場 浪江町長
 遠藤 川内町長
 松本 檜葉町長
 井戸川 双葉町長
 佐藤 福島県知事
 山田 広野町長
 遠藤 富岡町長
 渡辺 大熊町長
 松本 葛尾村長



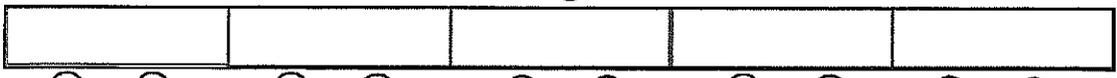
本多総理補佐官
 吉田復興 副大臣
 細野環境大臣 原発事故収束 担当大臣
 平野復興大臣
 枝野経済産業 大臣
 柳澤経済産業 副大臣



関 (環境省)
 佐藤 (環境省)
 鷺坂 (環境省)
 諸橋 (福島復興局)
 伊藤 (復興庁)
 岡本 (復興庁)
 菅原 (内閣府)
 富田 (内閣府)
 守本 (経産省)
 戸谷 (文科省)



伊藤 (環境省)
 奥主 (環境省)
 鉢村 (復興庁)
 照井 (経産省)



入口

入口

平成24年5月31日
原子力被災者等の健康不安対策調整会議決定

背景

- 東電福島第一原発事故の被災者をはじめとする国民が抱える放射線による健康不安については、これまでも様々な取組を講じてきたが、①今般の被災者等の不安を十分に踏まえた情報発信としていたか(平易な用語の使用等)
- ②専門家等からの一方的な情報発信に偏り、不安を感じている被災者等との双方向のコミュニケーションが不足していたか
- ③不安解消のためのコミュニケーションを行う人や場(拠点を含む)が十分に確保されていたか
- 関係省庁等がこうした問題意識を共有した上で、必要となる施策の全体像を明らかにし、政府一丸となって健康不安対策の確実な実施に取り組むべく、アクションプランを策定。

重点施策

1. 関係者の連携、共通理解の醸成

【現状の課題】

- 政府部内、地方公共団体等との連携不足
- 適切な情報へのアクセスの困難性

【今後の取組】

- 健康不安対策調整会議等における連絡・調整
- 国と地方公共団体等の連絡会議における連絡・調整
- 放射線の健康影響等に関する情報(講演会や説明会等)の開催情報を含むを一元的に提供する場合(ポータルサイト等)の設置・運営



3. 放射線影響等に係る拠点の整備、連携強化

【現状の課題】

- 今般事故の被災者等への情報伝達・相談等を行う拠点や窓口が未整備
- 放射線による健康不安対策等に関連する他の拠点との連携が弱い

【今後の取組】

- 福島県立医大に置かれている県民健康管理センターを今般事故に伴う放射線による健康不安対策の福島県における中心拠点と位置づけるとともに、同センターについて必要なる人材を拡充等
- 放射線による健康不安対策等に関連する他機関との間の連携を強化



2. 放射線影響等に係る人材育成、国民とのコミュニケーション等

【現状の課題】

- 放射線による健康影響に関する情報を伝達する人材、特に今般事故の被災者に身近な人材の役割が重要であるものの、その育成の取組が不足
- 放射線等による健康影響を受けやすい子どもを中心し、今般事故に伴う放射線による健康影響に関する正しい知識の普及させるための教育を一層推進する必要
- 安全な食品の供給等の観点から、生産・流通業者に対して、農林水産物等の放射性物質に関する情報等の伝達も有効

【今後の取組】

- 今般事故に伴う放射線による健康影響等に関する国の統一した基礎資料を作成し、これをもとに住民からの相談等へ適切に対応するべく、保健医療福祉関係者や教育関係者等の人材を育成
- より効果的な健康不安解消のため、子どもや保護者等の問題意識に即した参加型のプログラムを作成し、その活用を支援
- 生産・流通業者に対しても、統一した基礎資料をもとにした情報発信等



4. 国際的な連携強化

【現状の課題】

- 今般事故に伴う放射線による健康不安解消に向け、原子力発電所事故における住民への対応について知見を有する国際機関や諸外国とのネットワークを構築し、人材交流等の協力を得ることが重要。

【今後の取組】

- 日ウクライナ協定等に基づくチェルノブイリ原発被災国との情報交換や研究協力等の協力関係の構築
- IAEA等の国際機関との協力関係の構築



- 関係省庁等における健康不安対策関連の予算や施策をとりまとめた上で公表
- 関係省庁等における各種取組について進捗状況を把握し、本アクションプランの取組が着実に実施されるよう点検
- 点検の結果や最新の科学的な知見等を踏まえ、本アクションプランについて、適宜更新を行う



原子力被災者等の健康不安対策に関するアクションプラン

平成 24 年 5 月 31 日 決定
原子力被災者等の健康不安対策調整会議

I. はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下「今般事故」という。）から 1 年 2 ヶ月が経過した。今般事故により、放射線による健康影響、特に低線量被ばくの影響については、多様な意見があることなどもあり、今般事故の被災者をはじめとする国民の方々は言い尽くせない不安を抱えるに至ったと認識している。また、国による避難指示等による生活環境の変化等により被った肉体的、精神的なストレスも計り知れない。

こうした国民の健康不安を早期に解消するため、国としては、国がこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的責任を踏まえ、福島県における県民健康管理調査事業、放射線モニタリング、食品等の検査体制の整備をはじめとする様々な取組を全力で行ってきたところである。

しかしながら、今般事故から 1 年 2 ヶ月を経過した現在においても、国民の多くの方々が抱える放射線等による健康影響への不安を未だに十分に解消できていないと認識している。特に、避難指示区域等から避難された方々にふるさとに戻っていただき、元の平穏な生活を取り戻していただくという取組も進めつつある中であって、ふるさとへの帰還の大前提となる生活環境や個人の健康状態について不安を解消できていないという状況は、深刻な問題であると考えている。

これは、今般事故を引き起こすこととなった原子力政策を推進してきた国への不信感や、健康不安対策が短期間で効果を上げるような性格なものではないということにも起因するとも考えられるが、国において効果的、効率的な健康不安対策を十分に講じられていないことによるところが大きいということを真摯に反省する必要がある。

具体的には、これまでの取組には以下のような問題があったと考えられる。

イ) 発信する情報の不足がなかったか

- 今般事故の被災者等の不安を踏まえ情報発信をしていたか（情報の受け手毎のきめ細かな情報発信）
- 平易な用語で情報発信をしていたか

- 防護措置の各種基準等の関連性に言及していたか 等
- ロ) コミュニケーションの方法は適切であったか
- 関係者間の双方向のコミュニケーションが図られていたか
 - 放射線等の技術の専門家偏重のコミュニケーションになっていなかったか
(認知心理学やコミュニケーション学等を活用していたか) 等
- ハ) コミュニケーションを行う人や場が十分に確保されていたか (連携の場を含む)
- 今般事故の被災者等から信頼されていたか
 - コミュニケータ等がリスクコミュニケーション等を行う拠点や窓口が十分に確保されていたか
 - ワンストップで情報を入手できるような拠点が不足していないか 等

また、各種の取組を進めていく上では、チェルノブイリ原発事故において、放射線による健康影響だけでなく、事故や被ばくの恐怖によるストレスの影響等が顕在化し、事故後 25 年経過した現在でも様々な対策が講じられていることにも留意する必要がある。

本アクションプランは、環境省が中心となって、「原子力被災者等の健康不安対策調整会議」を開催し、同会議において関係省庁等がこうした反省と問題意識を共有した上で、今般事故により被災者をはじめとする国民が抱える放射線等による健康不安への対策の全体像を明らかにし、①関係者の連携、共通理解の醸成、②放射線影響に係る人材育成、国民とのコミュニケーション等、③放射線等による健康影響に係る拠点等の整備、連携強化、④国際的な連携強化の四つの柱のもと、これを確実かつ計画的に講じていくことを目的としてとりまとめたものである。また、これらの取組を実施する上では、住民自らが参加し、自らの行動を決定していくことに資するものとするのが重要である。

本アクションプランに盛り込まれた各省庁等の施策のうち、当面の具体的取組については平成 24 年度中には事業に着手することとし、中長期的な取組方針についてはそれ以降も中長期にわたって重点的に実施すべきものであり、各取組を担当することとされた各省庁等を中心に政府一丸となって、その確実な実施に向けて全力で取り組んでいく。

Ⅱ. 重点施策

1. 関係者の連携、共通理解の醸成

<現状の課題>

- ◆ 政府部内、地方公共団体等との間での連携が不足しているため、関係者の取組が必ずしも効果的、効率的に行われていない。

具体的には、対象毎に伝えるべき情報等が整理されておらず、その質や量が十分か否か明らかではない。また、今般事故の被災者等にとっても、情報の混乱や情報へのアクセスの困難といった事態が生じている。

<対応の方向性>

- ◆ 原子力被災者等の健康不安対策調整会議（以下「調整会議」という。）や国と地方公共団体等の連絡会議等を定期的に開催し、関係者間で情報交換や取組の調整等を行い、関係者の連携を図る。

1) 中長期的な取組方針

① 調整会議及び同幹事会の定期的な開催

- ◆ 調整会議及び同幹事会を定期的に開催し、今般事故の被災者をはじめとする国民の健康不安への対策等について、関係省庁等における取組の進捗や予算の状況等について情報共有を継続的に行うとともに、各種取組が効果的かつ効率的に推進されるよう調整を図る。【調整会議構成省庁等】

② 国と地方公共団体等の連絡会議の定期的な開催

- ◆ 関係省庁は、主管課長会議や地方公共団体の職員との意見交換の場において、健康不安対策に関する必要な情報提供等を継続的に行うとともに、幅広く意見を交換し、国と地方公共団体等との取組が調和をもって進むよう調整を図る。

また、環境省は、福島県における関係者に対し、健康不安対策に関する必要な情報を提供できるよう連携を図る。【調整会議構成省庁等】

2) 当面の具体的取組

① 調整会議、同幹事会における連絡、調整

- ◆ 平成 24 年度において調整会議（又は同幹事会）を、少なくとも平成 25 年度概算要求後及び年度末頃に開催し、関係省庁等の取組の進捗状況について情報共有を行うと共に、今後の取組について必要な調整を行う。【調整会議構成

省庁等】

② 国と地方公共団体等の連絡会議における連絡、調整

- ◆ 関係省庁は、主管課長会議や地方公共団体の職員等との意見交換の場を通じて、健康不安対策に関する必要な情報提供等を行うとともに、幅広く意見を交換し、必要に応じて調整を図る。

また、環境省は、福島県における関係者に対し、健康不安対策に関する必要な情報を提供できるよう連携を図る。【調整会議構成省庁等】

③ 放射線による健康影響等に関する情報、関係省庁等の実施している放射線による健康影響等に関する調査研究、情報提供の場・機会に関する情報等を一元的に提供するポータルサイトの設置、運営

- ◆ 関係省庁等が提供している放射線による健康影響等に関する基本的な情報等を一元的に提供するポータルサイトを開設する。また、関係省庁等において実施されている放射線による健康影響等に関する調査研究、放射線による健康影響等に関する講演会や説明会等の開催情報等の情報を、関係省庁等の協力のもと、環境省において定期的にとりまとめ、同ポータルサイトに掲載する。【環境省、調整会議構成省庁等】

2. 放射線による健康影響等に係る人材育成、国民とのコミュニケーション等

<現状の課題>

- ◆ 放射線による健康影響等については、「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」において、国内外の科学的知見や評価の整理、現場の課題の抽出、今後の対応の方向性の検討を行ったところである。
- ◆ 当該ワーキンググループの報告書でも指摘されているとおり、放射線による健康影響に関する情報を伝達する人材、特に今般事故の被災者に身近な人材（地元に着した保健医療福祉関係者、教育関係者等）の役割が重要であるものの、その育成の取組が不足している。
- ◆ また、特に放射線等による健康影響を受けやすい子どもを中心に、放射線被ばくのリスクや、被ばくを低減する方法について、正しい知識を持たせるための教育を一層推進していく必要がある。
- ◆ 加えて、生産・流通分野の事業者に対しても、農林水産物等の放射性物質に関する情報等を伝えることは、安全な食品の供給等の観点から有効である。

<対応の方向性>

- ◆ 今般事故に伴う放射線による健康影響等に関する国の統一的な基礎資料（以

下「統一的な基礎資料」という。)を作成し、これをもとに、保健医療福祉関係者や教育関係者等に対して、放射線による健康影響、今般事故に伴う実際の被ばく線量、避難等による生活環境の変化等に伴う精神的負担やその対処方法、住民からの相談等への適切な対応方法に関する研修等を行う。

- ◆ また、より効果的な健康不安解消のための取組を行うため、子どもや保護者等の問題意識に則した参加型のプログラムを作成し、同プログラムを活用した各地域における取組の支援等を行う。
- ◆ 加えて、生産・流通業者に対しても、引き続き、農林水産物等の放射性物質に関する情報や、統一的な基礎資料をもとにした放射線による健康影響等に関する必要な情報の発信等を行う。
- ◆ なお、個々の施策については、担当府省庁において従来通り国民に対して説明を行う。

1) 中長期的な取組方針

- ① 今般事故に伴う放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料の継続的な更新
 - ◆ 環境省は、関係省庁等の協力の下、中長期的な観点で、子ども、保護者をはじめとする国民の放射線による健康不安を解消するため、関係省庁等の発信している情報等を集約した、統一的な基礎資料を継続的に更新する。【環境省、調整会議構成省庁等】
- ② 保健医療福祉関係者への、放射線による健康影響、今般事故に伴う実際の被ばく線量、避難等による生活環境の変化等に伴う精神的負担やその対処方法、住民からの相談等への適切な対応方法等に関する中長期的な研修体制の確立
 - ◆ 統一的な基礎資料をもとに作成した保健医療福祉関係者のための研修教材を用いて、医師、保健師、看護師、保育士等、地域の保健医療福祉関係者に対し、中長期的に研修が行われるよう必要な支援等を行う。【環境省、厚生労働省】
 - ◆ (独)放射線医学総合研究所等は、上記の研修に関し、講師の派遣、育成等を行うほか、専門的見地から協力を行う。【(独)放射線医学総合研究所】
- ③ 教育関係者への、放射線の健康影響、今般事故に伴う実際の被ばく線量、保護者等からの相談等への適切な対応方法等に関する中長期的な研修体制の確立
 - ◆ 統一的な基礎資料をもとに作成した教育関係者のための研修教材を用いて、小中学校教員、幼稚園教員等、地域の教育関係者に対し、中長期的に研修が行われるよう必要な支援を行う。【環境省、文部科学省】
 - ◆ (独)放射線医学総合研究所等は、上記の研修に関し、講師の派遣、育成等を行うほか、専門的見地から協力を行う。【(独)放射線医学総合研究所】

- ④ 地域住民の問題意識に則した参加型のプログラムの継続的な実施の支援
- ◆ 環境省は、関係省庁の協力を得つつ、少人数の参加住民が、議論を進行するファシリテーターとともに、放射線による健康不安の内容等を共有することや、自らが環境を改善する方法を共に考えること等を通じて、住民の放射線による健康不安の軽減や住民自らの行動の決定に資する取組を促進する。【環境省、調整会議構成省庁等】
- ⑤ 生産・流通業者への、放射線による健康影響等に関する中長期的な情報発信
- ◆ 農林水産物等の放射性物質濃度の調査の的確な実施に向けた支援に加え、農地土壌、飼料等の生産資材、森林、海域等における放射性物質の濃度等に関する情報を発信していく。【農林水産省】
 - ◆ 工業製品等の生産・流通に関わる各業界団体等へ統一的な基礎資料をもとにした情報のホームページへの掲載等を依頼するなど中長期的な情報発信に取り組む。【経済産業省】
 - ◆ 消費者、生産者、流通業者を含めた国民全般に対して、引き続き、食品中の放射性物質の検査結果等に関する情報を発信していく。【厚生労働省】
- ⑥ 放射能及び放射線を正しく測定するための情報発信
- ◆ 放射能及び放射線の測定の正確性を確保するには、放射能測定器及び放射線測定器の正確性と測定方法の適切性の双方を確保することが必要である。これらの測定器の正確性を確保するためには校正が重要であることから、計量法に基づく任意の校正制度をはじめとして適切かつ定期的な校正が必要となることなどについてホームページへの掲載等の情報発信を行う。【経済産業省】
- ⑦ 国民からの放射線による健康影響等に関する相談体制の確立
- ◆ 放射線による健康不安を抱えている国民からの問い合わせに対応するために、行っている電話相談を引き続き実施する。【(独)放射線医学総合研究所】

2) 当面の具体的取組

(1) 基礎となる取組

- ① 今般事故に伴う放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料の作成
- ◆ 国等から発信される情報が膨大かつ複雑であり、今般事故の被災者をはじめとする国民が容易には理解できず、誤解や国への不信感にもつながっている状況に対処するため、国において共通して使用する統一的な基礎資料を作成する。具体的には、環境省において、イ) 今般事故の被災者をはじめとする国民の問題意識を把握しつつ、ロ) 関係省庁等の協力を得て、関係省庁等が

発信している情報（放射線による健康影響、今般事故に伴う実際の被ばく線量、防護措置の基準等）の収集、整理を行い、ハ）放射線だけでなく、心理学やコミュニケーション学等の専門家や関係省庁等の参加のもと今般事故に伴う放射線による健康影響や住民からの相談等への適切な対応方法等に関する共通の基礎資料を取りまとめる。【環境省、調整会議構成省庁等】

- ◆ 放射線による健康影響や今般事故に伴う実際の被ばく線量等について住民が有する健康不安にきめ細かに対応するため、統一的な基礎資料をもとに、保健医療福祉関係者や教育関係者等を対象とした研修教材、Q & A集等を編集する。

その際、厚生労働省は保健医療福祉関係者の業務を所管する立場から、文部科学省は教育関係者の業務を所管する立場から、（独）放射線医学総合研究所等の関係省庁等は放射線の専門家としての立場から、統一的な基礎資料をもとにした資料の編集に必要な協力を行う。【環境省、厚生労働省、文部科学省、（独）放射線医学総合研究所】

- ◆ 保健医療福祉関係者や教育関係者等が今般事故の被災者をはじめとする国民に対して情報を適切に発信できるよう、これらの情報発信者に対して放射線の健康影響等の専門知識や適切な伝達手法等に関する研修を行う講師を育成する。【環境省、（独）放射線医学総合研究所】

(2) 情報発信者の人材育成

イ) 保健医療福祉関係者

- ① 被ばく状況等を測定するための検査機器（ホールボディカウンター等）の使用等に関する研修
 - ◆ 原子力災害発生時における被ばく患者の診療・搬送など地域の緊急被ばく医療活動の実効性を確保するため、平成 24 年度において、原子力施設関係の地方公共団体職員や医療関係者等を対象とした緊急被ばく医療研修（除染・搬送コース、救護所活動コース、ホールボディカウンターコース等）を実施する。【文部科学省】
 - ◆ ホールボディカウンターは人体の形状を模擬したファントムと呼ばれる体積線源による校正が必要であるとともに、ホールボディカウンターの状態及び測定条件を十分に維持管理する必要がある。そのため、福島県内及び全国の被ばく医療機関に設置されているホールボディカウンターについて、定期的に校正する。【（独）放射線医学総合研究所】
 - ◆ 上記のホールボディカウンターの定期的な校正の際に、ホールボディカウンターが設置されている機関の担当者や医療スタッフに対して、ホールボディカウンターの正しい使用方法及び内部被ばくの線量評価法の研修を行う。【（独）放射線医学総合研究所】
 - ◆ 今般事故の被災者の方々の安心・安全を確保するため、福島県内をはじめと

する様々な地方公共団体、医療機関等でホールボディカウンターが導入されているが、バックグラウンドの違いや線量評価に用いるソフトウェア等の違いを考慮した適切な線量評価を行うためには、ホールボディカウンターの校正及び操作者への研修が必要である。このため、環境省は、被ばく医療機関以外に配置されているホールボディカウンターについて、必要に応じ、専門家を現地へ派遣し、ホールボディカウンターの校正及び測定の担当者に対する研修を行う。また、異なる技術的仕様のホールボディカウンターの解析精度の調査等を通じて、評価データの標準化を図る。【環境省】

② 保健医療福祉関係者に対応した今般事故に伴う放射線による健康影響等に関する研修教材の作成

- ◆ 保健医療福祉関係者は、一般に、放射線やがん等の疾病に関する基礎知識を有しているものの、放射線による健康影響に関する詳細な知識や、今般事故に伴う放射性物質の放出状況や実際の被ばく線量等に関する十分な知識を必ずしも有しているわけではない。そのため、環境省において、医師や保健師等の保健医療福祉関係者が住民からの健康不安に関する幅広い相談に適切に対応できるよう、これらの知識や技能の習得に資する研修用教材を、統一的な基礎資料をもとに編集する。その際、厚生労働省は保健医療福祉関係者の業務を所管する立場から、文部科学省は放射線障害の防止に関する業務を所管する立場から、(独)放射線医学総合研究所等の関係省庁等は放射線の専門家としての立場から、研修用教材の編集に必要な協力を行う。【環境省、厚生労働省、文部科学省、(独)放射線医学総合研究所】

③ 今般事故に伴う放射線による健康影響等に関する医師、保健師等への研修

- ◆ 統一的な基礎資料をもとに編集した保健医療福祉関係者用の研修教材を使用して、住民から放射線による健康影響等に関する相談を受けた際に適切に対応するための知識や技能を習得するため、今般事故に伴う放射線による健康影響等に関する研修を行う。【環境省、厚生労働省】
- ◆ 保健医療福祉の関係団体や地方公共団体に対し、統一的な基礎資料をもとに編集した保健医療福祉関係者用の研修教材を使用して研修を行うよう要請する。さらに、地方公共団体の保健医療福祉従事者に対し、放射線による健康影響等も含む研修の機会を設ける。【厚生労働省】
- ◆ (独)放射線医学総合研究所等は、引き続き、医師・保健師等への研修に関し、講師の派遣に協力する【(独)放射線医学総合研究所】

ロ) 教育関係者

- ① 放射線等に関する副読本(教師用)の作成、配布を通じた教育関係者に対する支援

- ◆ 平成 23 年 11 月に、学校教育の場などにおいて放射線等の基礎的な性質について理解を深めることを目的として、教育関係者向けの放射線等に関する副読本（教師用）を作成したところである。【文部科学省】
 - ◆ 全国の各学校等へ希望を募り、教育関係者を対象とした放射線等に関する授業等を実践するためのセミナーや実習用教材の貸出し等を実施する。【文部科学省】
- ② 放射線による健康影響等に関する情報や情報の適切な発信方法等を網羅した研修教材の作成（放射線による健康影響等に関する Q & A 集の作成、配布含む）
- ◆ 教育関係者は、日頃、特に健康不安を抱えている子どもや保護者と接することを通じて、その具体的な不安や問題意識を把握しており、それらに対して適切な情報提供や助言等を行える立場にある。そのため、環境省において、子ども・保護者等からの健康不安に関する幅広い相談に適切に対応できるよう、これらの知識や技能の習得に資する研修用教材を、統一的な基礎資料をもとに編集する。その際、文部科学省は教育関係者及び放射線障害の防止に関する業務を所管する立場から、（独）放射線医学総合研究所等の関係省庁等は放射線の専門家としての立場から、研修用教材の編集に必要な協力を行う。【環境省、文部科学省、（独）放射線医学総合研究所】
- ③ 教育関係者に対応した放射線による健康影響等及び情報発信方法等に関する研修
- ◆ 統一的な基礎資料をもとに作成した教育関係者用の研修教材を使用して、教育関係者に対して、子ども・保護者等から放射線による健康影響等に関する相談を受けた際に適切に対応するための知識や技能を習得するため、今般事故に伴う放射線による健康影響等に関する研修を行う。【環境省、文部科学省】
 - ◆ （独）放射線医学総合研究所等は、引き続き、教育関係者への研修に関し、講師の派遣に協力する。【（独）放射線医学総合研究所】

ハ) その他（地方公共団体の職員）

- ① 地方公共団体の職員に対する放射性物質の汚染濃度等を測定する検査機器（積算線量計やゲルマニウム半導体検出器等）の使用等に関する研修・情報発信
- ◆ 消費者の身近なところで地方公共団体が食品等の放射性物質を測定する取組を支援するため、地方公共団体で検査を担当する職員等を対象とした、検査等に関する研修会を引き続き実施する。【消費者庁】
 - ◆ 食品中の放射性物質に関する検査について、事故後速やかに食品中の放射性物質に関する暫定規制値を設定するとともに（検査に当たっては、平成 14 年に通知していた「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」を参照し、実施するよう依頼）、検査計画のガイドラインである「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部決定）を都道府県

等に示した。さらに、平成 23 年 7 月には短時間で多数の検体を効率的に処理できるよう「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」を示した。これらのガイドライン及び試験法については、平成 24 年 3 月、新しい基準値の策定にあわせて見直しを行った。また、都道府県等の食品検査担当者等に対して、放射性物質に関する基礎知識、基準値など検査に関する研修会をこれまでに 2 回開催し、関係情報の周知に努めてきたが、今後とも研修会を開催するなど、情報発信を引き続き行う。【厚生労働省】

また、出荷前段階において農林水産物等の食品の検査が円滑に実施されるよう、引き続き、地方公共団体に対し、検査計画の策定支援やスクリーニング用の検査機器の使用等に関する科学的助言等を行う。【厚生労働省、農林水産省】

- ◆ 地方公共団体のモニタリング実務担当者を対象に、環境放射能の分析・測定などモニタリングに係る技術的能力の維持・向上を図るための研修を引き続き実施する。【文部科学省】

② 放射線の健康影響等に関する情報や情報の適切な発信方法等を網羅した説明資料の作成

- ◆ 環境省は、関係省庁等の協力の下、地方公共団体の職員に適した情報について、統一的な基礎資料の編集を行う。【環境省、調整会議構成省庁等】

③ 地方公共団体の職員等に対する放射線による健康影響等及び情報の適切な発信方法等に関する説明

- ◆ 住民の身近な存在である地方公共団体の職員を対象に、今般事故に伴う放射線による健康影響等に関する説明資料を活用するなどして説明会等を行う。【環境省、調整会議構成省庁等】

(3) 情報の受け手の普及・啓発等

イ) 保護者等をはじめとした国民全般

① 健康管理調査事業

- ◆ 放射線による健康不安に対応する上では、被ばく線量を明らかにするとともに、甲状腺がんなどの健康被害を早期発見するための取組を行うことが重要である。関係省庁は、福島県が実施する「県民健康管理調査」として行われる以下の取組について、必要な財政的・技術的支援を今後も継続して行う。
 - ・ 全県民の被ばく線量を推計するための基本調査（今般事故後の空間線量が最も高かった時期における放射線による外部被ばく線量の推計等）
 - ・ 18 歳以下の全県民を対象とする甲状腺超音波検査
 - ・ こころとからだの健康状態や現在の生活習慣などを把握し、適切なケアを提供することを目的とした こころの健康度・生活習慣に関する調査

- ・ 避難区域等の住民を対象とした健康診査
 - ・ 妊産婦の方々に対する妊産婦に関する調査
 - ・ 県民一人一人が、自分の健康に関する様々な調査や検査結果をまとめて記録・保存できるようにした県民健康管理ファイルの配布 等
- 【環境省、厚生労働省、文部科学省】

② 子ども・妊婦等の個人線量測定

- ◆ 福島県が実施している、全県民を対象とした行動調査に基づく外部被ばく線量の推計、妊婦・子どもを対象とした個人線量計・ガラスバッジの貸与事業に必要な支援を行う。【環境省】

③ 放射線専門家や精神科医等の専門家による講演、説明会等の開催

- ◆ 福島県内の学校関係者や町内会等の団体からの要請に応じて、(独)日本原子力研究開発機構が専門家を派遣し、放射線に関する情報提供を実施するとともに、参加者からの様々な質問に対応する。【(独)日本原子力研究開発機構】
- ◆ 福島県をはじめとする市町村等からの要望に応じて、(独)放射線医学総合研究所が専門家を派遣し、放射線による健康影響等について講演・研修等を、引き続き実施する。【(独)放射線医学総合研究所】

④ 保護者等の不安事項に関する相談窓口設置（設置への支援も含む）

- ◆ 放射線による健康不安を抱えている保護者等をはじめとする国民全般の問い合わせに対応するため、福島県については、県民健康管理センター（現時点においては、福島県の委託により福島県立医科大学がセンター機能を担っている）を中心的な拠点とするための体制整備支援を平成 24 年秋頃から行う。【環境省】
- ◆ 今般事故を受け、文部科学省では、国民からの放射線による健康影響に対する不安についての相談を受けるため、「健康相談ホットライン」を設置している。【文部科学省】
- ◆ 放射線による健康不安を抱えている国民からの問い合わせに対応するために行っている電話相談を引き続き実施する。【(独)放射線医学総合研究所】

⑤ 保護者等の問題意識に則した参加型のプログラムの開発

- ◆ より効果的な健康不安の解消のためには、今般事故に伴う放射線による健康影響について、国等が一方向的に説明を行うだけでなく、健康不安を抱えている保護者・子ども等の具体的な不安や問題意識を引き出し、専門家等と保護者・子ども等とが適切なコミュニケーションをとりながら、保護者・子ども等の健康不安等を共に考え、解消していくことが重要である。環境省は、文部科学省等の協力を得つつ、チェルノブイリ原発事故後の取組等を参考に、

少人数の参加住民が、議論を進行するファシリテーターとともに、放射線による健康不安の内容等を共有することや、自らが環境を改善する方法を共に考えること等を通じて、住民の放射線による健康不安の軽減や住民自らの行動の決定に資するプログラムを開発する。また、本プログラムの開発に当たっては、より効果的に健康不安を解消するものとなるようモデル事業を行う。
【環境省、調整会議構成省庁等】

⑥ 食品の安全と放射能に関する消費者に分かりやすい説明

- ◆ 消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省は共催で「食品中の放射性物質対策に関する説明会」を開催する。これまでに、平成24年4月に東京都及び神奈川県、5月に滋賀県、北海道、大阪府及び香川県で開催しており、その後も全国各地で開催を予定している。【消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省】
- ◆ 食品安全委員会は、食品中の放射性物質に関する食品健康影響評価について分かりやすく伝えるため、評価の概要やQ&A、用語集等をホームページに掲載して情報提供を行っているほか、地方公共団体と共催での意見交換会の開催、各地で開催される講演会等への講師派遣を、統一的な基礎資料の情報も踏まえつつ実施する。【食品安全委員会】
- ◆ 消費者庁は、昨年度に引き続き今年度も、関係省庁、地方公共団体等と連携しつつ、食品と放射性物質に関して、消費者の目線での消費者への分かりやすい情報提供、消費者と専門家がともに参加する意見交換会等を全国で展開する。具体的には、(ア)各府省庁と連携するものを含め、消費者庁が主催する形式(今年度実績:4回(4回))、(イ)地方公共団体・消費者団体等と消費者庁が共催する形式(今年度実績:3回(19回))、(ウ)地方公共団体・消費者団体等が開催する講演会等へ講師を紹介・派遣等の形式(今年度実績:8回(17回))がある。【消費者庁】
※括弧内は今後の開催予定であり、今後増加する見込み。数字はいずれも平成24年5月31日現在。
- ◆ 食品の安全と放射性物質に関し、消費者が疑問や不安に思うことを分かりやすく説明するものとして、「食品と放射能Q&A」を作成し、必要に応じて随時改訂する。また、改訂の都度、消費者庁ホームページに掲載するとともに、消費者庁が開催または協力・支援する食品と放射性物質についてのリスクコミュニケーションにおいて参加者に配布し、また消費者及び地方公共団体等から要望があればその都度配布する。【消費者庁】
- ◆ 厚生労働省では食品中の放射性物質の新たな基準値に関するリーフレット・Q&A集、地方自治体での検査結果等をホームページにて掲載して情報提供を行うとともに、様々な媒体を活用した政府広報を実施している。また、引き続き、意見交換会の開催や各地で開催される講演会等への講師派遣を実施

する。【厚生労働省】

ロ) 子ども

- ① 放射線の性質と利用について新たに示した中学校学習指導要領の実施
 - ◆ 平成 20 年告示の中学校学習指導要領理科の円滑な実施に向けて、各都道府県等、教育委員会の指導主事等を対象にした会議等において、新たに盛り込まれた「放射線の性質と利用」も取り上げ、内容の説明、周知を図る。【文部科学省】
- ② 放射線等に関する副読本（児童・生徒用）の作成、配布
 - ◆ 平成 23 年 11 月に学校教育の場などにおいて放射線等についての基礎的な性質について理解を深めていただくことを目的として、児童・生徒向けの放射線等に関する副読本（児童・生徒用）を作成したところである。【文部科学省】
 - ◆ 全国の各学校等へ希望を募り、児童・生徒を対象として、学校の授業を利用した放射線等に関する出前事業や実務用教材の貸出し等を実施する。【文部科学省】
- ③ 今般事故に伴う放射線による健康影響等に関する解説資料の作成、配布
 - ◆ 特に子どもについて、今般事故に伴う放射線による健康影響等に関する不安が大きいことを踏まえ、環境省は、文部科学省の協力の下、統一的な基礎資料をもとに、子どもを対象とした解説資料を作成する。【環境省、文部科学省】
- ④ 給食の放射性物質の汚染濃度等を測定する検査体制の整備
 - ◆ 平成 23 年度 3 次補正予算により、「安全安心のための学校給食環境整備事業」において、より一層の児童・生徒の安全、安心の観点から、東日本の 16 都県に対して、域内の市町村等の要望に応じて、学校等で提供する給食食材の事前検査を行うための検査機器の整備費について補助を行い、各地域において活用されているところである。【文部科学省】
 - ◆ 平成 24 年度予算により、「学校給食モニタリング事業」において、より一層の児童・生徒の安全、安心の観点から、47 都道府県を対象として、給食一食全体について、提供後に検査を行い、放射性物質がどの程度含まれているかいないかを継続して把握する。【文部科学省】
 - ◆ 児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のために、各都道府県に設置されている「安心子ども基金」を活用し、児童福祉施設等、給食用食材の放射線検査機器の整備費用と給食一食全体の検査費用について、平成 24 年度に補助を実施する。【厚生労働省】

⑤ 学校への放射線に関する専門医の派遣

- ◆ 平成 24 年度、福島県以外の地域においても放射線に対する不安が広がっていることから、放射線の知識を有する専門医を派遣し、子どもの健康相談等について、都道府県等に委託して実施する。【文部科学省】

⑥ 子どもの心のケアのための学校等へのスクールカウンセラー等の派遣、スポーツトレーナー等の派遣

- ◆ 東日本大震災により被災した幼児・児童・生徒や教職員等の心のケアのため、被災地及び被災幼児・児童・生徒を受け入れている幼稚園、小学校、中学校、高等学校等にスクールカウンセラー等を派遣する事業を関係の地方公共団体等に委託して、平成 23 年度補正予算及び平成 24 年度予算により実施しており、引き続き被災地の要望を踏まえ、切れ目のない支援に取り組んでいく。【文部科学省】

- ◆ 被災した子どもたちの支援のため、被災三県（福島県、宮城県、岩手県）は、平成 23 年度第一次及び第四次補正予算により積み増し・延長した安心こども基金を活用し、子どもの心のケア事業として、児童精神科医の派遣や巡回相談、保育士等の支援者に対する研修等を実施する。また、厚生労働省の要請により社会福祉法人恩賜財団母子愛育会に設置された「東日本大震災中央子ども支援センター」では、被災三県からの委託を受けて、各自治体の実情に応じた様々な取組を実施する。【厚生労働省】

平成 24 年度、福島県において、放射線による健康不安により外出や屋外活動を控えている児童・生徒等の精神的ストレスや運動不足を解消するため、医師やスポーツトレーナーなどによる講話や実技等について、福島県に委託して実施する。【文部科学省】

(4) 生産・流通業者の普及・啓発

① 放射線による健康影響等に関する説明資料等の作成、配布

- ◆ 環境省は、農林水産省や経済産業省等の協力の下、生産・流通業者の業界団体等に適した情報について、統一的な基礎資料を編集する。【環境省、農林水産省、経済産業省】

② 食品等の安全性管理システムの構築

- ◆ 福島県は、平成 23 年度の東日本大震災復旧・復興予備費で内閣府が措置した「福島県原子力被害応急対策基金」を活用し、農水産物や食品の放射性物質濃度の検査結果の可視化や生産者情報等の管理を行うため、平成 24 年 7 月目途で新たな安全管理システムの試験運用を開始することを検討している。【内閣府】

③ 生産・流通業者への、放射線による健康影響等に関する情報発信

- ◆ 安全な農林水産物の生産を確保するため、引き続き、生産現場に対し、生産資材の暫定許容値等に関する情報提供や技術指導を適切に実施していく。また、食品産業事業等に対して、食品中の放射性物質の基準値の設定の考え方や根拠等について、情報提供等を行う。【農林水産省】
- ◆ 工業製品等の生産・流通に関わる各業界団体等の会員等に対し、統一的な基礎資料をもとにした情報の周知等に取り組む。【経済産業省】
- ◆ 統一的な基礎資料をもとにした情報や放射線の状況等に関する最新の情報を一元的に提供するポータルサイトを通じ、生産・流通業者に対して適切な情報発信を行う。【環境省】
- ◆ 消費者、生産者、流通業者を含めた国民全般に対して、食品中の放射性物質の基準値の設定の考え方、検査体制の整備等について、引き続き、意見交換会の開催、ホームページによるわかりやすい情報提供を行う。【厚生労働省】

3. 放射線影響等に係る拠点等の整備、連携強化等

＜現状の課題＞

- ◆ 放射線による健康影響に関する情報を伝達する人材の育成が十分ではないとともに、今般事故の被災者等への情報伝達・相談等を行う拠点や窓口が整備されていない。

＜対応の方向性＞

- ◆ 県民健康管理センター等について、放射線による健康不安解消に向けた必要な人員の拡充等を行う。また、放射線による健康影響等に関連する拠点間の連携の強化等も行う。

1) 中長期的な取組方針

- ① 県民健康管理センター等における、放射線による健康不安解消に向けた必要な人員の拡充等
 - ◆ 福島県において放射線による健康不安対策を中長期に行うため、福島県民の放射線による健康不安対策の中心拠点である県民健康管理センターについて、必要な人員配置や各種のリスクコミュニケーション事業等に必要な支援を講じていく。【環境省】
- ② 放射線による健康影響等に関連する機関間の連携の強化

- ◆ 県民健康管理センターについては、福島県民の放射線による健康不安対策の中心拠点と位置づけるとともに、心のケアセンター等と連携して、放射線による健康不安を有する住民に対して継続的な心のケアが行えるよう、必要な人材・体制の整備支援を行う。【環境省、厚生労働省】

2) 当面の具体的取組

(1) 拠点等の整備、連携強化

① 必要な人員配置等

- ◆ 放射線による健康不安を抱えている住民の問い合わせに対応するため、福島県については県民健康管理センターを中心的な拠点とするために必要な人員配置や各種のリスクコミュニケーション事業等に必要な支援を平成 24 年夏頃目途から行う。【環境省】
- ◆ また、福島県だけでなく、日本全国で放射線による健康不安が広がっていることを踏まえ、健康不安に関する相談に対応できるように、本アクションプランの「情報発信者の人材育成」における研修を活用して、市町村保健センター、保健所、学校等の人材の育成等を行う。【環境省、厚生労働省、文部科学省】
- ◆ 心のケアセンター等において、今般事故による強い健康不安を有する住民に対して巡回訪問等による継続的な心のケアを行う。文部科学省及び（独）放射線医学総合研究所においては、放射線による健康不安を抱えている国民からの問い合わせに対応するため、電話相談を実施する。【厚生労働省、文部科学省、（独）放射線医学総合研究所】

(2) 検査機器の配備

① 検査結果の解釈等に関するマニュアルの作成

- ◆ これまで、放射性物質濃度等について公表しているところであるが、検査結果に示された量の放射線による健康影響について、国民にとってわかりやすい情報を提供する。【環境省、調整会議構成省庁等】

② 検査機器の配備

- ◆ 福島県は、「県民健康管理基金」を活用して、県民の健康不安を解消するための事業として県内にホールボディカウンターを 5 台整備し、内部被ばく検査体制の整備を行っている。【内閣府】
- ◆ 平成 24 年 2 月 10 日に閣議決定した「福島県原子力被害応急対策基金」によって、福島県内における放射線についての米の全量検査及び野菜のサンプリング検査の体制整備に必要な財政支援を行った。福島県は、本基金を活用して、7 月から検査体制の強化を図ることとなっている。【内閣府】

- ◆ 消費者庁は、消費者の身近なところで地方公共団体が食品等の放射性物質を測定する取組を支援するため、(独)国民生活センターと共同して検査機器(NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータ 393 台)を地方公共団体 278 団体(福島県内は 60 団体)に貸与することとしている。【消費者庁】
- ◆ 食品中の放射性物質の検査について厚生労働省及び農林水産省は、平成 24 年 4 月からの新たな基準値の下において、都道府県等が行う食品の安全確認のための検査が適切に実施されるよう、都道府県等の放射性物質検査機器の整備に対する補助を行う。【厚生労働省、農林水産省】

4. 国際的な連携の強化

<現状の課題>

- ◆ 今般事故による健康不安解消に向けた取組を行う上では、原子力発電所事故における住民への対応について知見を有する国際機関や諸外国とのネットワークを構築し、人材交流等の協力を得ることが重要である。

<対応の方向性>

- ◆ チェルノブイリ原発事故被災国の政府及び研究機関並びに国際機関との継続的な人事交流や共同研究の枠組の確立等を行う。

1) 中長期的な取組方針

- ① チェルノブイリ原発事故被災国の政府及び研究機関並びに国際機関との継続的な人事交流や共同研究の枠組の確立等
 - ◆ チェルノブイリ原発事故への対応を経験したウクライナ等の国々の関係政府機関や関連研究機関、IAEA(国際原子力機関)等の関連国際機関との間でネットワークを構築し、チェルノブイリ原発事故への対応等の知見を今般事故への対応に活かす。【外務省、調整会議構成省庁等】

2) 当面の具体的取組

(1) チェルノブイリ原発事故被災国との連携

- ① 日ウクライナ協定等に基づくチェルノブイリ原発事故被災国との情報交換や研究協力等の協力関係の構築
 - ◆ 外務省は、関係省庁等との連携の下、原子力発電所事故が人体に与える影響や事故後にとった措置(生活環境の復旧、住民保護、放射能廃棄物の取り扱い、緊急事態への対応等)等についてウクライナとの情報交換を密にし、今般事故への対応に活かすべく、平成 24 年 5 月に原発事故後協力に関する日ウクライナ協定を締結した。ベラルーシとも同様の協定を締結すべく、交渉を

継続する。【外務省、調整会議構成省庁等】

- ◆ 外務省は、関係省庁等との連携の下、日ウクライナ協定に基づく合同委員会を開催し、政府関係者や第一線の専門家による議論の場を創設する。【外務省、調整会議構成省庁等】

(2) 国際機関との連携

① IAEA等の国際機関との協力関係の構築

- ◆ 今般事故から得られた知見と教訓を世界と共有するとともに、今般事故に関する様々な問題の解決に向けて国内外の英知を結集するため、福島県における放射線による健康影響等に関する調査研究を含めた国際協力を推進すべく、IAEA等の機能の福島県への誘致に向けて、積極的に検討・調整を進める。【外務省、調整会議構成省庁等】
- ◆ 国際的な原子力安全の強化に貢献するため、平成24年12月15日から17日まで、IAEAとの共催で「原子力安全に関する福島閣僚会議」を福島県において開催する予定。同会議において、放射線からの人及び環境の防護を含む原子力安全の強化に関する国際社会の様々な取組について議論を行う予定である。【外務省、調整会議構成省庁等】
- ◆ 今般事故に伴う放射線による被ばく線量推計を行う際、ICRP（国際放射線防護委員会）やUNSCEAR（原子放射線の影響に関する国連科学委員会）等の専門家との間で、コメントやデータの提供等の協力を行う。【環境省】

III. 進捗管理

関係省庁等における健康不安対策関連の予算や施策を適宜とりまとめた上で公表する。また、関係省庁等における取組について進捗状況を把握し、本アクションプランの取組が着実に進められているか点検する。

さらに、点検の結果や最新の科学的な知見等を踏まえ、本アクションプランについて、適宜更新を行うこととする。【環境省】

放射線の健康影響等に関する調査研究一覧

別添1

研究名・事業名	概要	実施主体	対象分野 (注)	参考URL (結果の公表等)	今後の予定	担当課室
放射線安全研究	放射線影響研究分野において、以下の取組を行う。 ①小児の放射線防護のための実証研究 ②放射線リスクの低減化を目指した機構研究 ③科学的知見と社会を結ぶ規制科学研究	放射線医学総合研究所	③	-	研究開発を着実に実施	文部科学省研究振興局研究振興戦略官付
放射線による健康影響の評価・低減化と被ばく医療研究の強化	東電福島第一原発事故に伴う対応として、放射線による長期的な被ばく影響を評価しその低減方策を提示するため、長期被ばくのメカニズム解明等に向けた研究を強化する。また、緊急被ばく医療研究の推進及び人材育成に向けた取組を行う。	放射線医学総合研究所	②③	-	研究開発を着実に実施	文部科学省研究振興局研究振興戦略官付
食品中の放射性物質に係るモニタリング検査計画策定推進事業／震災に起因する食品中の放射性物質ならびに有害化学物質の実態に関する研究	食品中の放射性物質の安全対策を推進するため、市場流通している食品を購入して検査することで、食品中の放射性物質レベルを把握し、各自治体における食品中の放射性物質に係る検査計画や検査体制の妥当性を確認する。また、これを踏まえ、より効果的な検査が実施されるよう、必要に応じて各自治体に対して検査強化の要請を行う。また、震災により環境に流出した可能性の高い放射性物質以外の化学物質について、食品中の濃度実態を調査。	国立医薬品食品衛生研究所／国立医薬品食品衛生研究所を中心とする研究チーム	⑤、⑥	http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2-98/5200001m8t.html	検査結果について随時ホームページに公表。基準値を超える食品が発見された場合には、自治体に対して検査強化を要請。研究については、平成24年度から平成28年度の5カ年で研究実施予定。	厚生労働省 食品安全部 監視安全課
食品中の放射性物質の基準値の検証事業	食品中の放射性物質の新たな基準値施行後も、実際の食品からの放射性物質の汚染状況や摂取状況を把握する等の継続的なフォローアップ調査。	国立医薬品食品衛生研究所	⑤、⑥	-	食品中の放射性物質の新たな基準値を設定(平成24年4月1日から施行)。	厚生労働省 食品安全部 基準審査課
リスクコミュニケーションにおける情報の伝達手法に関する研究)	食品中の放射性物質汚染による問題を中心に、どのような情報が国民から求められているかを把握するシステムを構築し、そのシステムを通じて得られた情報の解析に基づき、広く食品の安全に関する情報を関係者や国民に提供する手法を開発。	国立保健医療科学院を中心とする研究チーム	⑧	-	平成24年度から平成26年度の3カ年で研究実施予定。	食品安全部 企画情報課
食品中の放射性物質濃度の基準値に対する影響に関する研究	食品(農畜水産物等)中の放射性セシウム及びその他の長半減期放射性核種の濃度や、調理や加工に伴う放射性核種の濃度変化等についての調査を行い、基準値作成に用いられた濃度比との比較や食品の摂取に起因する内部被ばく線量に対する放射性セシウムの寄与率の推定等を行い、食品中の放射性セシウム濃度基準値の妥当性の確認等。	国立保健医療科学院を中心とする研究チーム	⑤、⑥	-	平成24年度から平成26年度の3カ年で研究実施予定。	厚生労働省 食品安全部 企画情報課 (基準審査課)
食品中の放射性物質モニタリング信頼性向上及び放射性物質摂取量評価に関する研究	平成23年度に実施。放射性物質汚染が予想される地域産食品の流通段階での買い上げ調査を実施することにより、食品中の放射性物質に係るモニタリングの効果を検証。また、放射性物質の検査の信頼性を向上させると共に効率を高める手法や、地域・ロット内での放射性物質の分布、食品摂取による放射性物質被ばく量の評価を調査し、これに基づいた効果的・効率的なモニタリングを行う手法を検討。	国立保健医療科学院を中心とする研究チーム	⑤、⑥	-	食品安全行政の遂行のために活用。	厚生労働省 食品安全部 企画情報課 (監視安全課)
食品の放射性物質に関する規制値についての研究	平成23年度に実施。食品から受ける標準的な放射線曝露量の推計や、水・大気・外部被曝を併せた全体的な放射線被曝量の推計、及びシミュレーション等を実施し、食品中の放射性物質の基準値に係る原案を策定。	国立保健医療科学院を中心とする研究チーム	⑤、⑥	-	食品中の放射性物質の新たな基準値を設定(平成24年4月1日から施行)。	厚生労働省 食品安全部 企画情報課 (基準審査課)
農地土壌等における放射性物質除去技術の開発	①農地における除染技術の開発(表土削り取り、表土と下層土の入れ替え、水による土壌攪拌・除去等) ②放射性物質の移行低減技術の開発(水稲、大豆等)等を実施。	民間団体等	④	http://www.saffrc.go.jp/docs/press/110914.htm	終了。	農林水産省 農林水産技術会議事務局研究統括官(食料戦略、除染)
新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業	①農地における除染技術の開発(既耕農地の放射線量低減のための低コスト客土及び土壌攪拌技術の開発、除染作業用トラクタ・作業機の開発等) ②放射性物質の土壌からの分離・除去技術及び汚染された稲わら、牧草等の減容化技術の開発 ③放射性物質の移行低減技術の開発(茶、果樹、畜産、きのこ等)を実施。	民間団体等	④	http://www.saffrc.go.jp/docs/nogyo_gizyutu/kinjyu_kenkkyu_seka.htm	終了。	農林水産省 農林水産技術会議事務局研究統括官(食料戦略、除染)

放射線の健康影響等に関する調査研究一覧

研究名・事業名	概要	実施主体	対象分野 (注)	参考URL (結果の公表等)	今後の予定	担当課室
森林・農地周辺施設等の放射性物質の除去・低減技術の開発	①森林内の放射性物質に由来する影響を低減させる技術の開発 ②農業用施設、畦畔、農道等の除染技術の開発 ③放射性物質を含む作物等の安全な減容・安定化技術の開発を実施。	民間団体等	④	http://www.maff.go.jp/i/budget/2011/pdf/pr_p81.pdf	「農地・森林等の放射性物質の除去・低減技術の開発」で継続。	①③農林水産省農林水産技術会議事務局研究開発官(環境) ②農林水産省農林水産技術会議事務局研究統括官(食料戦略、除染)
農地・森林等の放射性物質の除去・低減技術の開発	①高濃度汚染地域における農地土壌の除染技術体系の確立 ②汚染農地土壌の減容・処分技術の開発 ③放射性物質を含む作物等の安全な減容・安定化技術の開発 ④森林から流出する水等に含まれる放射性物質の挙動の解明を実施。	民間団体等	④	http://www.maff.go.jp/i/budget/2012/pdf/kettei_b100.pdf	平成26年度までに①・②を終了。 平成24年度までに③・④を終了。	①② 農林水産省農林水産技術会議事務局研究統括官(食料戦略、除染) ③④ 農林水産省農林水産技術会議事務局研究開発官(環境)
森林における放射性物質拡散防止等技術検証・開発事業	集落周辺等の森林において森林施業等による放射性物質拡散防止・低減等技術の検証・開発を実施。	民間団体	④	◎農林水産省プレスリリース「森林における放射性物質の除去及び拡散抑制等に関する技術的な指針について」 http://www.rinya.maff.go.jp/j/press/kenho/120427.html	平成24年度以降も継続して調査を実施。	林野庁研究・保全課技術開発推進室
きのこ原木の安全性確保対策	消費者に安全なきのこを供給するため、きのこ生産に必要なきのこ原木等について、放射性物質が与える影響調査を実施。	(独)森林総合研究所	⑤⑥	「きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値の設定について」 http://www.rinya.maff.go.jp/j/tokuyou/sहितake/sihyouti.html	終了。	林野庁経営課特用林産対策室
特用林産物安全供給推進事業	きのこ原木等の指標値の見直しに必要な放射性物質に関する知見を収集するため、放射性物質の継続的な調査を実施。	日本特用林産振興会	⑤⑥	-	平成24年度以降も継続して調査を実施。	林野庁経営課特用林産対策室
放射性物質による農業環境の汚染モニタリング及び農作物汚染リスク低減技術の開発	事故発生直後から農作物、農地土壌等の放射性物質濃度について緊急の調査・研究を実施し、農産物等の安全確認を行うとともに、農地等の除染技術の開発を含め、今後の対策に資する取組を推進。	独立行政法人農業環境技術研究所	④、⑥	http://www.niaes.afrc.go.jp/techdoc/radio_portal.html	中期計画に基づいて農業環境中の放射性物質の経時的推移を把握するとともに、緊急調査や対策技術の開発については都道府県等と連携しながら引き続き取り組む予定。	技術政策課
森林内における放射性物質の分布状況等に関する調査	東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質による森林の汚染状況を広域的に把握するため、福島県内の森林391箇所において、平成23年9月下旬から11月上旬にかけて空間線量率及び落葉層及び土壌の試料を採取し、放射性物質濃度を測定しました。その結果を、線量率別・濃度別に色分けを行い地図上にとりまとめ。	(財)九州環境管理協会	⑥	「福島県の森林における土壌等に含まれる放射性セシウムの濃度の測定結果について」 http://www.rinya.maff.go.jp/j/press/hozen/120301.html	終了。	林野庁研究・保全課技術開発推進室
森林内における放射性物質実態把握調査事業	放射性物質で汚染された森林の取扱などを検討するため、東京電力福島第一原子力発電所から距離の異なる3箇所(川内村、大玉村、只見町)の森林において、森林内の土壌や落葉、さらに樹木を伐倒し、葉や幹など部位別に放射性物質濃度とその蓄積量など、森林の汚染実態についての詳細な調査を実施。	(独)森林総合研究所	⑥	「森林内の放射性物質の分布状況調査結果について(第二報)」 http://www.rinya.maff.go.jp/j/press/hozen/111227_2.html 「スギ雄花に含まれる放射性セシウムの濃度の調査結果について」 http://www.rinya.maff.go.jp/j/press/hozen/120301.html	平成24年度以降も継続して調査を実施。	林野庁研究・保全課技術開発推進室
特用林産物経営安定化・消費拡大総合対策事業	消費者に安全な薪や木炭を供給するため、放射性物質が薪や木炭等に与える影響調査を実施。	日本特用林産振興会	⑥	「調理加熱用の薪及び木炭の当面の指標値の設定について」 http://www.rinya.maff.go.jp/j/tokuyou/shintan1.html	終了。	林野庁経営課特用林産対策室
安全な特用樹等の安定供給対策事業	消費者に安全な薪や木炭を供給するため、放射性物質が薪や木炭等に与える影響調査を実施。	(財)九州環境管理協会	⑥	-	終了。	林野庁経営課特用林産対策室

放射線の健康影響等に関する調査研究一覧

別添1

研究名・事業名	概要	実施主体	対象分野 (注)	参考URL (結果の公表等)	今後の予定	担当課室
木材産業に係る放射性物質調査・解析事業	原木の受け入れから木材製品の出荷までの工程における木材製品に係る放射性物質の調査・分析及び安全性の検証を実施。	材料科学技術振興財団 (木材産業に係る放射性物質調査・解析事業)	⑥	-	24年度も継続して調査を実施。	林野庁木材産業課
海洋生態系の放射性物質挙動調査事業	我が国水産物への国内外からの信頼性を確保するため、我が国周辺域において、放射性物質が食物連鎖を通じて水生生物の体内にどのように濃縮され、どのように排出されるかなどを科学的に解明。	(独)水産総合研究センター	⑥	-	各種水生生物における放射性物質の生態学的半減期の把握、食物連鎖を通じた水産物への放射性物質の移行過程の把握、海底土中の放射性物質の底質との結合度合いとその変化の把握、など。	水産庁研究指導課計画班
安全・安心な木材製品等生産技術検証・開発事業	消費者に安全な木材製品を供給するため、木材製品や作業環境などに係る放射性物質の調査・分析等を実施。	木構造振興振興株式会社 材料科学技術振興財団 福島県木材協同組合連合会	⑥、⑧	-	24年度も継続して調査を実施。	林野庁木材産業課
森林域における放射性物質流出抑制対策調査	森林からの放射性物質の流出を抑制するため、放射性物質を含む土砂の崩壊・流出の危険性を把握するための調査を実施。	民間団体	⑧	-	平成24年度も継続して調査を実施予定。	林野庁治山課
安全な木材供給のための技術開発及び検査体制の検討	放射性物質の影響を受けた地域における安全な木材製品等の供給のための技術検証・開発を実施しています。	木構造振興振興株式会社	⑧	-	24年度も継続して調査を実施。	林野庁木材産業課
除染技術実証事業	今後の除染作業に活用し得る有望な除染技術について広く公募。	環境省	④	http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15268	本年5月25日～8月31日 公募 本年9月以降 技術選定、実証事業の実施	環境省 水・大気環境局 放射性物質汚染 対処特措法施行 チーム
東日本大震災における被災者の健康状態等に関する研究	今般の東日本大震災によって被災した住民の健康な生活や安心・安全を確保するため、被災者の健康状態等を継続的に把握し、必要に応じて専門的な介入につなげるとともに、今後の支援体制、ひいては将来の大規模災害発生時の保健活動の在り方についての研究。	平成23年度 国立保健医療科学院、岩手医科大学、東北大学 平成24年度 岩手医科大学、東北大学	⑦	http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200001rwxw.html	平成24年度以降も被災者の健康状態等を継続的に把握していく。	厚生労働省 平成23年度 大臣官房厚生科学課 平成24年度～ 健康局がん対策・健康増進課

(注 対象分野の類型

- ① 今回の事故による実際の被ばく状況
- ② 今回の事故による実際の健康影響
- ③ 一般的な被ばくリスク
- ④ 除染
- ⑤ 食品管理
- ⑥ 放射性物質の汚染状況及び環境中での移行
- ⑦ 今回の震災に関連した放射線以外の要因によるストレス等の健康影響
- ⑧ その他

リスクコミュニケーション関連 イベントカレンダー

2012年6月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2 ③
3	4	5 ③	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15 ③	16
17	18	19 ①、③	20 ①	21	22 ①、③	23
24	25	26	27	28 ①	29 ①	30 ①

(注) 本カレンダーに記載されている説明会等は、平成24年5月31日現在でその実施が確定しているもの。今後、各庁等において事業内容の検討が済み次第、本カレンダーに記載のない説明会等も追加的に実施されることになる。

《イベント詳細情報》

①放射線について

(放射線に関する御質問に答える会：(独)日本原子力研究開発機構)

- 19日：10:30-11:15@福島県 慶徳小学校
- 20日：9:30-10:30@福島県 中島幼稚園
- 22日：10:00-11:00@福島県 西小名浜幼稚園
- 28日：10:00-11:30@福島県 川南幼稚園
- 29日：13:30-15:20@福島県 安達中学校
- 30日：10:00-11:30@福島県 東明幼稚園

②除染について

5月に開催。年に4回開催予定。次回については8月目処で開催予定。

③食品管理について

(食品と放射線物質についてのリスクコミュニケーション：滋賀県生活協同組合連合会)

- 2日：13:30-15:30@滋賀県
- (食品生活講座「食品の安全～放射能を学ぶ～」：草加市暮らしの会)
- 5日：10:00-11:30@埼玉県 草加市
- (食品と放射能について(仮題)：新潟県栄養士会)
- 5日：14:30-15:30@新潟県
- (食品と放射線物質に係る講演会@山形県生活協同組合連合会)
- 15日：10:00-12:00@山形県
- (第28回県南ブロック消費者の会交流会：湯沢市雄勝消費者の会)
- 19日：10:00-15:00@秋田県 湯沢市
- (食品と放射能について(仮題)：西宮市保健所)
- 22日：13:00-15:00@兵庫県 西宮市

④その他

リスクコミュニケーション関連 イベントカレンダー

2012年7月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6 ①	7 ①、③
8	9 ③	10	11 ①	12 ①、③	13 ①	14
15	16	17	18 ③	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28 ③
29	30	31				

(注) 本カレンダーに記載されている説明会等は、平成 24 年 5 月 31 日現在でその実施が確定しているもの。今後、各
 庁等において事業内容の検討が済み次第、本カレンダーに記載のない説明会等も追加的に実施されることになる。

《イベント詳細情報》

①放射線について

(放射線に関する御質問に答える会：(独)日本原子力研究開発機構)

- 6日：14:10-15:10@福島県 加納小学校
- 7日：10:00-11:30@福島県 矢野目小学校
- 11日：14:30-15:30@福島県 上保原小学校
- 12日：10:00-10:45@福島県 岩根幼稚園
- 12日：14:15-15:15@福島県 国見小学校
- 13日：15:00-16:20@福島県 吾妻中学校

②除染について

- 5月に開催。年に4回開催予定。次回については8月目処で開催予定。

③食品管理について

(第4回消費者講座：千葉県建築士会・消費者庁)

- 7日：14:00-16:00@千葉県

(平成24年 第1回栄養技術講習会：東京都福祉保健局、(社)東京都給食施設協会)

- 9日：13:30-15:30@東京都

(第3回特定給食施設栄養管理講習会：町田市保健所)

- 12日：14:30-16:30@東京都 町田市

(NACS東日本支部研修講座 (社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会)

- 18日：18:30-20:30

(平成24年度生涯学習研修会：岩手県栄養士会)

- 28日：10:40-14:40

④その他

対外非公表

※ 本資料は検討中のものであり、本日ご出席の各自治体の内部限りの扱いとしていただくようお願いいたします。

平成 24 年 6 月 9 日

双葉地域など避難地域の原子力被災者・自治体に対する 国の取組方針（グランドデザイン）の本文案

I. 国の基本姿勢

福島県は、東日本大震災に伴う地震、津波による被害のみならず、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による災害により、放射性物質による深刻かつ多大な被害を受けた。

その結果、原子力災害から1年以上が経過しても、被災者の方々は、健康、仕事、暮らしなど、あらゆる面で困難な状況に直面し、大きなご不便や精神的不安を抱えるなど、深刻な状況に置かれている。

国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任を負い、国策の被害者である住民の方々の声を真摯に受け止め、被災者に十分に寄り添った復興及び再生にかかる取組を、責任を持って、大きく加速していかなければならない。

特に、警戒区域及び計画的避難区域をはじめとする避難区域の住民の方々は、ふるさとを離れて生活することを余儀なくされ、働く場の喪失、地域コミュニティの分断など、未だに先行きを見通せない生活が続いている。被災者の方々が、一日も早く将来の生活設計が描けるよう、国は責任をもって、住民の方々の生活を取り戻さなければならぬ。

また、避難区域においては、上下水道、道路を始めとする公共インフラや生活基盤を提供する施設、家屋などが、地震及び津波による被害を受けたまま、震災から一年以上もの間、十分な手当てをすることもできずに放置されており、その機能が著しく低下している。

対外非公表

※ 本資料は検討中のものであり、本日ご出席の各自治体の内部限りの扱いとしていただくようお願いいたします。

このため、避難指示が解除され、本格的な復旧が開始されても、万全な状態に回復するまでには多くの困難が伴うことから、国は責任を持って、地域の生活基盤を再生しなければならない。

以上のことを、国は真摯に受け止め、以下の3つの取組を着実に進めていく。

① 地域の公共インフラ等の回復

帰還を希望される被災者の方々が、どなたも残されることなく帰還できるように、公共サービスの提供や公共インフラの復旧を推進し、安全に安心して生活できる環境を整備する。

② 帰還する被災者及び長期避難者の生活再建の支援

帰還する被災者の方々が、生活の再建を円滑に進められるよう、安定的な居住環境や就労を確保するための取組を実施する。また、長期に避難を余儀なくされる被災者の方々が、避難先での生活の不安を払拭して日常生活の安定化を図れるよう、安定的な居住環境や就労を確保するための取組を行う。

③ 地域の経済とコミュニティの再生

帰還した住民の方々の働く場を確保し、地域の将来を担う若い世代も帰還する意欲を持てるよう、避難地域及び周辺地域の経済基盤を再生させるとともに、原発事故により分断された家族が絆を感じ、人々がつながりを取り戻せる地域のコミュニティを再生させる。

国は、これらの取組を着実かつ迅速に進めるため、福島県、関係自治体の協力を得て、関係者と一体となって取組を進めることとする。

また、国は、この原子力災害によって福島にもたらされた深刻な事態に対し、総力を挙げて、あらゆる知恵と力を結集して乗り越えなければならない。このため、国は、避難区域の被災者の方々が誇

対外非公表

※ 本資料は検討中のものであり、本日ご出席の各自治体の内部限りの扱いとしていただくようお願いいたします。

りと自信を持てるふるさとを取り戻し、生活を再建できるよう、最後まで前面に立って取組を実行していくこととする。

本グランドデザインは、避難地域の復興再生に関する国の方針や計画を策定するに当たっての考え方を提示するものであり、今後施策の展開を加速していくに当たっての基本とするものである。

また、本グランドデザインで示す考え方は、目指すべき復興の姿などに関する今後の自治体との対話を通じて、より具体化し、共有を図ることとする。

対外非公表

※ 本資料は検討中のものであり、本日までご出席の各自治体の内部限りの扱いとしていただくようお願いいたします。

Ⅱ. 目指すべき復興の姿

1. 震災以前及び現在の双葉地域の状況

(1) 避難指示の状況

平成 23 年 3 月 11 日の東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故後に出された避難指示は順次範囲を拡大し、4 月 22 日に警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域が設定された。

その後、緊急時避難準備区域については昨年 9 月 30 日に一括して解除された。また、原子力発電所の安全性の確認や放射線被ばくの危険性の低下等を踏まえ、住民の安全・安心を大前提としつつ、地元の方々と綿密な協議・調整を行いながら警戒区域及び避難指示区域の見直しを行う方針が 12 月 26 日に決定された。同方針に基づき、平成 24 年 4 月以降、警戒区域及び避難指示区域の見直しが進められている^{※1}。

これらの避難指示等が出された区域の人口は約 15 万人程度であるが、今なお多くの住民が仮設住宅（いわき市、郡山市、福島市、会津地方 他）などでの避難生活を強いられている。

また、避難区域等の設定に伴い、9 町村^{※2}では役場機能の移転を余儀なくされることとなった。このうち川内村と広野町は、緊急時避難準備区域の解除等を受けて従前の庁舎での業務を再開したが、その他の 7 町村は依然として移転先での業務を継続している。

※1) 平成 24 年 4 月 1 日に田村市・川内村、同 16 日に南相馬市の区域見直しが行われた。

※2) 飯舘村、葛尾村、川内村、浪江町、大熊町、双葉町、富岡町、楢葉町、広野町

対外非公表

※ 本資料は検討中のものであり、本日ご出席の各自治体の内部限りの扱いとしていただくようお願いいたします。

(2) 震災以前の双葉郡 8 町村の状況

以下のような厳しい現状を踏まえ、対策を講じる必要がある(参考資料 1 参照)。

① 人口

～震災以前においても減少傾向、高齢化も進展～

(総人口)

双葉郡 8 町村の将来推計人口は、震災以前においても減少傾向が予測されていたところ。住民の帰還を中心に人口の回復を図りつつ、新たな住民の転入を増やす取組も求められる。

・双葉郡 8 町村の人口は約 72,800 人(2010 年国勢調査)であり、10 年前と比較して約 5%減少。震災以前に公表された将来推計人口では、2010 年と比較して、2020 年で▲8.9%、2030 年で▲18.4%と、減少幅の拡大が予測されていた。

(人口構成)

双葉郡 8 町村の生産年齢人口及び高齢者人口の割合は、福島県平均と比較して同程度。内陸部では特に高齢化率が高い。高齢者の生活を支えるきめ細かな取組とともに、若い方が魅力を感じる地域づくりが必要である。

・双葉郡 8 町村の生産年齢人口(61.3%)及び高齢者人口(24.7%)の割合は、福島県平均(生産年齢人口(61.3%)及び高齢者人口(25.0%))と比較して同程度。また、双葉郡内を見ると、沿岸部では生産年齢人口の割合が高く、高齢化率も低い一方で、内陸部では人口の減少率や高齢化率が高い傾向が見られた。

② 就業・産業構造

～就業者数、域内総生産ともに電力関連産業に大きく依存～

(就業構造)

双葉郡 8 町村の就業者数(約 3.5 万人)のうち、東京電力及びその他関連企業等の就業者数は、約 1 万人程度。この雇用がどのように確保、回復できるのか、規模をしっかりと意識した取

<p>対外非公表</p>

※ 本資料は検討中のものであり、本日ご出席の各自治体の内部限りの扱いとしていただくようお願いいたします。

組が必要である。

- ・ 双葉郡 8 町村の就業者数は約 35,000 人（2010 年国勢調査）であり、そのうち、第 1 次産業 8.2%、第 2 次産業 31.1%、第 3 次産業 60.7%を占めており、この割合は、福島県平均（第 1 次産業 7.6%、第 2 次産業 29.2%、第 3 次産業 63.2%）と比較して同程度。
- ・ 特に比率が高い業種は、サービス業 12,119 人（34.8%）、建設業 6,425 人（18.4%）、製造業 4,409 人（12.6%）。また、電気・ガス・水道業の就業者数は 2,055 人（5.9%）であるが、電力関連企業等の就業者も含めれば、約 1 万人程度（東京電力株式会社「発電所で働く人たち」）。

（産業構造）

双葉郡 8 町村の経済構造は、電力関連産業に大きく依存。地域の経済を支える産業を新たに確保していく必要がある。

- ・ 双葉郡 8 町村の域内総生産（GDP）は約 5,800 億円（2009 年度福島県市町村民経済計算年報）。そのうち、第 1 次産業は 1.4%、第 2 次産業は 9.8%、第 3 次産業は 89.1%を占めていた。また、「電気・ガス等」の域内総生産が 62.8%（約 3,615 億円）を占め、特に、広野町 72.3%、楡葉町 78.7%、富岡町 58.9%、大熊町 70.7%、双葉町 78.5%と、電力関連産業に大きく依存した経済構造となっていた。これら 5 町は、1 人当たり総生産も県平均を大幅に上回っていた。
- ・ 他方、双葉郡 8 町村の卸売・小売業の事業所数は 909、年間商品販売額は約 790 億円であったが、富岡町・浪江町の 2 町で、8 町村の事業所数の 56.4%、年間商品販売額の 68.1%を占めており、双葉郡における商圈の中心となっていた。
- ・ 地域の大宗を占める過疎地域や中山間地域を含む地域の活力低下などにも配慮が必要。

③ 域内構成

～放射線量の高い 4 町が大きな割合を占める～

放射線量の高い大熊町・双葉町・浪江町・富岡町の 4 町は、双葉郡において、人口で 76.0%、世帯数で 77.2%、就業者数で 76.1%、域内総生産（GDP）で 67.4%と、大きな割合を占めていた。双葉郡において中核的な地位を占めるこれらの地域が、ど

※ 本資料は検討中のものであり、本日ご出席の各自治体の内部限りの扱いとしていただくようお願いいたします。

の程度長期の避難を求められるかを考慮する必要がある。

(3) 空間線量の減衰予測地図、帰還可能時期の考え方

国は、原子力安全委員会の助言を踏まえ、放射線の航空機モニタリングのデータを用いて、避難区域における将来の空間線量率を予測計算し、平成24年3月末を始点に1年後、2年後、5年後、10年後、20年後の予測結果を示した地図を作成し、公表した。(参考資料2-1参照)

また、同様の予測計算に基づいて、経年とともに空間線量率が年間20ミリシーベルトまで減衰する領域(平成24年3月末を始点に1年単位)を同一の図面上に線として描いた地図を作成し、公表した。(参考資料2-2参照)

予測の計算に当たっては、放射性物質の物理的減衰の影響と、風や雨などの自然現象の影響を考慮している。計算の結果、例えば、平成24年3月末時点で年間50ミリシーベルトの地域は、その5年後に年間20ミリシーベルト程度となる。

※なお、将来予測は、現時点では十分保守的であると考えられるが、実際の空間線量率の変化は、地形や土地の利用状況など様々な要因によって異なる可能性があり、予測結果はあくまで目安である。

今後の避難区域に関する取組を考えるに当たっては、このような放射線量の推移を踏まえ、除染やインフラ復旧などの各般の取組を進めることにより、それぞれの地域がどのような時期に帰還可能な状況に回復できるのかをしっかりと見通していく必要がある。

このため、国は、地元自治体とも丁寧に相談し、特に帰還まで長期間を要する自治体については、帰還可能時期の目標を設定するなど、自治体ごとに帰還に向けた取組を計画的に進める必要がある。

※ 本資料は検討中のものであり、本日まで出席の各自治体の内部限りの扱いとしていただくようお願いいたします。

2. 目指すべき復興の姿を示すに当たっての考え方

(1) 目指すべき復興の姿を示すに当たっての3つの前提

帰還の意向を持つ住民すべてが帰還できる環境整備を着実に進めるため、以下の3つの考え方を前提として、現場に即した取組方針とする。

① 時間軸に沿った提示

- ・ 計画的に復興を進めるため、短期、中期、長期に分けて復興の姿を提示する。

② 目標時期

- ・ 関係者の意識をできるだけ共通にし、一体的な取組とするための目安として、以下の時期を想定する。

短期的な目標 2年後

中期的な目標 5年後

長期的な目標 10年後以降

③ 避難区域の全域を対象とした復興の姿の提示

- ・ 実際には、解除された区域や解除が見込まれる区域から先行して、順次復旧・復興に取り組む。

(2) 更なる具体化に向けての視点

① 長期を見通すに当たっての検討課題

概ね10年後に向けた双葉地域の復興を考えるに当たっては、帰還に関する住民の意向や、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の近傍（いわゆる緩衝地帯）の取り扱いに加え、除染に不可欠な関連施設の設置状況、第一次産業における風評被害の影響度合いなど、現時点においては見通すことが困難な要因が多く、これらの状況によっては見通しが大きく変動することから、こうした点についての検討を今後深めていく必要がある。

② 自治体との対話を通じた具体像の共有

ここに示す復興の姿については、自治体を始めとする関係者と共有しながらより具体化していく必要がある。その際には、

対外非公表

※ 本資料は検討中のものであり、本日まで出席の各自治体の内部限りの扱いとしていただくようお願いいたします。

地元の自治体や住民の方々が思い描く姿を尊重して共有することが不可欠である。したがって、国は自治体との対話を通じ、より具体的な将来像の共有を図りながら復興の取組を進める。

対外非公表

※ 本資料は検討中のものであり、本日ご出席の各自治体の内部限りの扱いとしていただくようお願いいたします。

3. 双葉地域など避難地域の目指すべき復興の姿

国は、上述のような考え方のもとに、目指すべき復興の姿を掲げ、取組を進めるものとする。

(1) 短期的な姿（2年後）

- ① 解除区域の復旧を早期に進め、復興の前線拠点化を図り、避難指示の解除が予定されている周辺区域の復旧につなげる。
- ② 住民の方々が、当面の生活環境や生活費の不安をなくし、生活の再建に安心して取り組める状況を作る。

(帰還できる環境の速やかな整備)

- ・ 解除された区域及び近く解除を目指す区域については、インフラの復旧などを進め、帰還できる環境を速やかに整備する。

(当面の雇用確保)

- ・ また、住民の方々が帰還するためには、地域における雇用の確保が、生活圏とコミュニティの回復・形成のために必要不可欠である。製造業の復帰や誘致のほか、除染、インフラ復旧、廃炉作業など、この地域において必要な事業が当面の雇用規模の維持にも資する。

(地域ごとの対応)

- ・ 広野町、南相馬市、川内村、田村市など先行して帰還を進める地域において、十分な取組を実施する。これらの地域が、帰還の取組を展開する際の先導的な役割を果たし、地域全体の復興再生に向けた活動が展開されるいわば前線拠点となっていく必要がある。
- ・ 一方、居住制限区域や帰還困難区域など、住民の方々が当面避難を継続する区域については、避難先での生活環境の確保や、避難前の居住市町村に基づくコミュニティの維持を支援する。

※ 本資料は検討中のものであり、本日ご出席の各自治体の内部限りの扱いとしていただくようお願いいたします。

(2) 中期的な姿 (5年後)

- ① 解除区域の内側への広がりにあわせて、周辺地域との一体的な取組を通じ、地域全体の復興を加速化。
- ② 産業振興や営農支援などを全面的に進め、安定した生活圏とコミュニティを形成。

(安定した生活圏とコミュニティの形成)

- ・ 解除された区域が広がるとともに、インフラや公共サービスの復旧によって、住民の方々の日々の活動や経済活動が拡大し、商業・サービス業など生活に必要な民間サービスの提供が増大することで、安定した生活圏とコミュニティが回復、形成されることを目指す。これにより、帰還した住民の方々が、より安定した生活を送れる状況を目指す。

(周辺地域と一体となった復興の加速化)

- ・ 双葉地域の復興は、浜通り北部と南部及び中通りの3地域との連携が非常に重要となる。これら3地域は、製造業、農林水産業、観光業等の基盤を有する経済の拠点であり、今後のインフラ復旧や除染、廃炉作業の前線を支える。また、同時に、これらの周辺都市圏は、避難生活を続けておられる方々にとっては、避難生活からの生活再建を図る拠点ともなる。
- ・ いわき市や相馬市を含む浜通りには、震災後においても40万人を超える人口の住民が生活し、経済活動を営んでいる。双葉地域だけで考えれば、浜通りのうち約7分の1の人口規模となっている。また、その周辺にも郡山市など30万人規模の人口の地域がつながっている。
したがって、単に双葉地域など避難地域のみでなく、これら周辺地域と一体となった地域活性化の取組を通じ、厚みのある復興の加速化を目指す。
- ・ また、双葉地域など避難地域を中心に、これらの地域を相互に接続するため、常磐自動車道などの広域交通インフラの復旧を進め、これら地域間のネットワークの確保と強化を図ることにより、地域全体の復興を促進する。

※ 本資料は検討中のものであり、本日までご出席の各自治体の内部限りの扱いとしていただくようお願いいたします。

(3) 長期的な姿（10年後以降）

○ 将来に向けて住民の方々が安心して定住する魅力ある地域を形成し、地域のつながりや人のつながりを大切にされた地域社会を形成することを目指す。

（持続可能な地域の復興に向けた取組）

- ・ 持続可能な地域の復興のためには、住民が地域に定着し、世代をつないでいくことが不可欠である。この地域に元々生活していた方々の帰還はもとより、他の地域からも人材が流入してくるような魅力ある地域となることにより、地域のコミュニティが再生され、住民の方々が、それぞれの生活を再建され、事故の状況を乗り越えて、穏やかな普段の生活に戻っておられることを目指す。

（新しい産業雇用の創出）

- ・ 医薬品・医療機器関連の産業など福島のパテンシャルを活かした取組、再生可能エネルギーの研究や地域の特性を活かした農林水産業の再生の取組を進める。福島県内における新たな産業創造の取組を通じ、避難地域においても、短期的には一定程度依拠せざるを得なかった除染やインフラ復旧といった雇用に替わって、新しい地域を作り出していくような雇用が拡大することを目指す。
- ・ 特に、双葉郡など避難地域には、事故によって負った深い痛手を乗り越えていく取組の中で、この地域においてしか取り組めない環境回復分野等の最先端の研究開発や実証的取組、大規模な事業の取組が進められていく。国や福島県としても、関連分野の国際的な研究開発や人材育成の拠点の形成を進め、国内外から人材を受け入れていく必要がある。
- ・ こうした新たな産業の立地を進め、専門的な知見を有する企業、研究・教育機関などの集積を図ることにより、新しい雇用を生み出していくことを目指す。

※ 本資料は検討中のものであり、本日まで出席の各自治体の内部限りの扱いとしていただくようお願いいたします。

Ⅲ. 実施すべき取組

Ⅱに掲げた目指すべき復興の姿を実現するため、以下の4分野10テーマの取組を一体的に進める。

1. 解除区域等における生活環境の再生と社会資本の再構築

解除された区域又は解除が近く見込まれる地域を中心に、

- ① 公共サービスの提供
 - ② 公共インフラの復旧
 - ③ 生活環境の整備・再建
- に取り組む。

2. 地域を支える産業の再生

避難区域を中心とする地域における

- ① 産業振興と雇用創出
 - ② 農林水産業の再開
- を図る。

3. 避難の状況に応じた生活の再建

避難生活の長さに応じ、

- ① 居住環境等の確保整備
のための措置を講じる。また、被災者が避難生活から普段の生活に戻るための
- ② 生活再建に向けた就労支援と当面の賠償
を行う。

4. 放射線対策の強化

避難区域への帰還や被災者の健康のため、

- ① 除染
 - ② モニタリング
 - ③ 健康管理・健康不安対策
- を行う。

対外非公表

※ 本資料は検討中のものであり、本日まで出席の各自治体の内部限りの扱いとしていただくようお願いいたします。

1. 解除区域等における生活環境の再生と社会資本の再構築

(一) 取組の指針

避難指示が解除された区域及び解除が近く見込まれる区域を中心に、生活環境の再生と社会資本の再構築を図り、以下の長期的な視点により取組を実施する。

- ①地域社会の持続的な発展に向け、住民同士が支えあうコミュニティの形成を目指す。
- ②若い世代が安心して居住し、魅力を感じるまちづくりを目指す。
- ③防災のためのインフラ整備を着実に進めるとともに、防災体制を再構築し、災害に強いまちづくりを目指す。

なお、先にも述べたように、解除された区域及び解除が見込まれる区域から復旧・復興に取り組み、順に解除された区域等ごとに先行している区域等と同様に取組を行う。

ただし、広域の地域経済社会の復興のために早期の復旧が強く要望される施設等は、解除された区域等に拠らず先行して取り組む。

対外非公表

※ 本資料は検討中のものであり、本日ご出席の各自治体の内部限りの扱いとしていただくようお願いいたします。

① 公共サービスの提供

帰還した住民が生活するために必要な医療、教育などの公共サービスの提供体制を確保する。

短期的には、住民の帰還にあわせ、医療の確保、教育の再生、防災・防犯体制の確保、上下水道の供与、ごみ・し尿処理・収集などの広域行政サービスを計画的に原状回復する。また、中期的には、必要な医療機能の確保、十分な教育体制を整備し、公共サービスの提供体制を充実させる。

② 公共インフラの復旧

帰還した住民の安全と利便性を確保するために必要な社会資本を復旧する。

短期的には、上下水道、道路など基幹となる公共インフラや公共サービスの提供のための施設の被災実態を詳細に把握し、計画的に復旧する。また、常磐自動車道については早期の復旧及び完成を図るとともに、中期的には、住民の帰還状況や地域の将来像を踏まえ、JR常磐線、防潮堤などの広域インフラの復旧・整備を進める。

なお、居住制限区域等においても、市町村の要望等を踏まえながら、段階的な復旧作業に着手する。

③ 生活環境の整備・再建

帰還する住民が地域の絆を感じ、将来の生活設計を描くことが可能な質の高い生活環境を整備する。

短期的には、災害公営住宅の提供などの居住の安定にかかる支援に加え、孤立世帯の不安を解消するためのコミュニティの再生、防犯・防災体制を再構築する。また、中期的には、住民の生活圏の拡大やコミュニティの再形成を念頭において、生活環境を再構築する。

対外非公表

※ 本資料は検討中のものであり、本日ご出席の各自治体の内部限りの扱いとしていただくようお願いいたします。

(二) 実施すべき取組

生活環境の再生と社会資本の再構築のために取組を進めるべき主要事項を列挙すれば、以下のとおりである。

国は、福島県、自治体を始め関係者と一体となって、的確な分担のもとに、これらの事項の推進のための具体的な施策を展開するものとする。

① 公共サービスの提供

- ・ 医療施設、福祉施設、介護施設の復旧整備を行い、医療・福祉等従事者の確保を図る。
- ・ 学校施設の復旧を行うとともに、児童等の通学支援などを行う。
- ・ 生活ごみの収集、運搬、処理サービスを再開するとともに、ごみ処理施設、下水汚泥処理施設、し尿処理施設及び斎場などの広域行政サービスを円滑に再開する。
- ・ 消防体制の維持・強化、消防水利の確保や治安の確保などの防災、防犯体制を確保する。
- ・ 役場機能の確保のための人的な支援体制の構築などにより、行政サービスを円滑に再開する。

② 公共インフラの復旧

- ・ 生活・産業基盤となる道路、上下水道、港湾、防潮堤・海岸防災林等の公共インフラの復旧・整備を進める。
- ・ 広域の地域経済社会の復興のために、居住制限区域において早期の復旧が強く要望される施設の迅速な復旧や、避難指示解除準備区域における事業活動の要件緩和を図る。
- ・ 広域連携の確保や周辺区域との物流網の接続に必要な常磐自動車道、JR常磐線の復旧・整備を進める。
- ・ これらに加え、東北中央自動車道（相馬市～福島市）の早期整備、国道6号の機能回復・強化を進め、浜通りと中通りを東西に連絡する道路整備に必要な措置を行い、ネットワークの形成を支援する。

対外非公表

※ 本資料は検討中のものであり、本日までご出席の各自治体の内部限りの扱いとしていただくようお願いいたします。

- ・ 災害廃棄物を迅速に処理し、津波被災区域におけるインフラ復旧を進める。

③生活環境整備・再建

- ・ 解除された区域等における住宅の確保のため、居住の安定にかかる支援、二重ローン対策などを行う。
- ・ 行政区単位での活動を促し、コミュニティを再生する。
- ・ 独居老人世帯の巡回サービス、安否確認サービスを実施する。
- ・ 商店街の再開及びコミュニティ形成を意識した商圈を再構築する。

(三) 取組の進め方に関する事項

(1) 工程表

解除された区域などから、国と県・市町村が連携して公共インフラに関する工程表を作成する。

(2) 市町村ごとの対応

被災市町村ごとの公共インフラの具体的な姿については、市町村が作成される復興に関する計画において具体的に示されるものと想定。それについて、国は、被災市町村ごとに具体論を検討し、対応を行う（IV. 参照）。

対外非公表

※ 本資料は検討中のものであり、本日まで出席の各自治体の内部限りの扱いとしていただくようお願いいたします。

2. 地域を支える産業の再生

(一) 取組の指針

避難区域を中心とする地域において地域を支える産業の再生を図り、以下の長期的な視点により取組を実施する。

安定した事業継続の基盤となる産業集積を回復し、企業間ネットワークの再生により自律的な地域経済圏の形成を目指す。幾つかの分野で国際的な研究開発拠点や研究開発型企業が立地することにより、専門機関、関連産業の集積を図る。また、高い評価を受けてきた福島県の農産物の地位を回復し、地域を支える産業として、地域の特性を活かした農業を営むことができるようにすることを目指す。

なお、先にも述べたように、解除された区域及び解除が近く見込まれる区域から復旧・復興に取り組み、順に解除された区域等ごとに先行している区域等と同様に取組を行う。

※ 本資料は検討中のものであり、本日まで出席の各自治体の内部限りの扱いとしていただくようお願いいたします。

① 産業振興と雇用創出

地域を支える産業を再生させ、安定的な操業確保を図るとともに、生活再建の基盤となる雇用を確保する。

短期的には、企業が帰還を進めるために必要な資金の確保など支援施策を引き続き実行して、企業の帰還を促す。また、事故前と同様の職業、業種に就職することが困難な場合も多いため、雇用機会の創出やハローワークの積極活用により、被災者の方々の就労を支援する。その際、除染作業、廃炉作業、インフラ復旧などの事業においても、一定の雇用が確保される。

これらにより、双葉郡におけるヒト、モノ、カネの流れの再生に努める。

中期的には、帰還企業の安定的な操業確保を図るとともに、新規企業の参入、投資を促す取組を継続し、産業の集積を推進していく。また、研究開発拠点の形成、研究の開始にあわせて、産業集積の高度化を図り、新規雇用を創出する。

② 農林水産業の再開

安定的に事業が再開できる環境を整備する。

短期的には、住民の帰還に向けて農用地等の除染及び復旧を進める。また、漁業の再開に向けて、共同施設等の復旧を進めるとともに、水産物の安全を確認するための取組を進める。

中期的には、避難指示が解除された区域において、営農等の再開に向けた条件整備を進め、条件の整った地域・作物から順次営農等が再開され、基準値超過を心配せず農産品等を安定的に出荷できるようにするとともに、施設園芸や地域資源の活用等による高付加価値化の取組を進める。

対外非公表

※ 本資料は検討中のものであり、本日まで出席の各自治体の内部限りの扱いとしていただくようお願いいたします。

(二) 実施すべき取組

地域を支える産業の再生のために取組を進めるべき主要事項を列挙すれば、以下のとおりである。

国は、福島県、自治体を始め関係者と一体となって、的確な分担のもとに、これらの事項の推進のための具体的な施策を展開するものとする。

特に、後述の産業再生・雇用対策プランや農林水産業再生プランにおいては、これらの事項について個別具体的に取組を掲げるものとする。

① 産業振興と雇用創出

- ・ 企業が事業を再開するための施設の復旧・整備の促進、金融支援、雇用確保の支援、相談体制の整備などを実施する。
- ・ 地域経済の再生や成長産業の集積化に資する企業の誘致促進のための取組（立地補助金や税制措置の活用、関係団体等への要請等）や研究開発を実施する。
- ・ アクセス道路や電力・ガス・工業用水などの産業インフラの復旧を進める。
- ・ 雇用創出のための基金による事業を活用しつつ、産業復興策と一体として雇用の創出及び確保を図る。
- ・ ハローワークを活用した求人確保や求職者の特性に応じたきめ細かな就職支援、新しい仕事に就くために必要な技能や知識を身につけるための公的職業訓練を実施する。

② 農林水産業の再開

1) 営農の再開

- ・ 特別地域内除染実施計画に従い、農用地等の除染を進める。また、避難が解除される区域において速やかに営農が再開できるように、農地、農業水利施設、農道等の復旧を進める。
- ・ 稲等の試験栽培を実施し、実際に基準値以下の米等が生産できることを実証し、稲の作付制限の解除等を進める。
- ・ 農業再開の妨げにならないよう、飼料、堆肥等の廃棄物の処分を進める。

※ 本資料は検討中のものであり、本日までご出席の各自治体の内部限りの扱いとしていただくようお願いいたします。

- ・ 営農再開のために地域の農業者等が一体となって行う取組を支援する。
- 2) 林業・木材産業の再開
- ・ 現地の状況を勘案し、森林整備を推進するとともに、木質バイオマス発電施設等の整備を推進する。
- 3) 水産業の再開
- ・ 共同施設等の復旧を進める。
 - ・ 福島沖で、放射性物質の値が低い一部の魚種による試験操業の実施及び捕獲物の放射性物質にかかる検査など、漁業の再開に向けた段階的な取組を進める。
- 4) 農林水産業に共通する事項
- ・ 安全な農林水産物の安定的な供給のための農林水産物の放射性物質の検査の実施、検査体制の整備を行う。
 - ・ 安全な農林水産物の消費拡大の促進等を図るため、販路拡大や高付加価値化の取組を支援する。

対外非公表

※ 本資料は検討中のものであり、本日ご出席の各自治体の内部限りの扱いとしていただくようお願いいたします。

(三) 想定される雇用の見通し

平成 22 年に双葉 8 町村で約 35,000 人であった同地域の就業者のうち、約〇〇人の方が失職されていると推定される（「平成 23 年度双葉地方八町村災害復興住民実態調査（福島大学災害復興研究所）」調査結果より推計）。

雇用の今後の見通しは、長期的には避難・休止している企業の帰還・再開や新たな産業・企業の立地の動向によるところが大きいが、当面は廃炉作業や除染、インフラ復旧等による雇用効果が一定程度見込まれる。

廃炉作業については、平成 24 年度には 12,000 人程度、平成 25 年度には 9,000 人程度、5 年後には 6,000 人程度の雇用が確保される見込みである。除染、インフラ復旧については、現時点で不確定要素が多く、具体的な人員数で示すことは困難であるが、いくつかの仮定を置いた上で推計すると、それぞれ千人単位の雇用につながると推計することができる。これらの雇用に当たっては、地元を配慮することとしており、帰還される住民にとって当面の雇用の支えになり得る。

また、サービス業についても、これらの業務に従事する方々を顧客として見込めることから、一定程度の事業再開等が可能ではないかと思われる。

長期的には、廃炉作業が 30～40 年程度引き続き実施されることから、一定の雇用が確保されることに加え、事業の再開や企業立地等による雇用の進展等が見込まれるのではないかと考えられる。

【参考】

ア. 廃炉作業について

東京電力株式会社福島第一原子力発電所 1～4 号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップに示されている「必要作業員数」によれば、平成 24 年度には 12,000 人程度、平成 25 年度には 9,000 人程度、5 年後には 6,000 人程度の雇用が必要となる見込みである。

※ 本資料は検討中のものであり、本日までご出席の各自治体の内部限りの扱いとしていただくようお願いいたします。

イ. 除染作業について

除染計画（直轄事業）において明らかになった対象地域について、当該地域に存在する除染対象物（家屋、道路等）の数・面積に、それぞれの除染対象物を除染するために必要な人員数を掛け合わせ、積み上げていくことにより、概ね想定される作業員数が算出可能。

直轄計画が概ね策定される前提で考えると、少なくとも当面2年間については、双葉地域全体で千人単位での雇用があるとの試算が成り立つ。

ウ. インフラ復旧について

現時点で避難区域におけるインフラ復旧の事業規模を見通すことは困難であるが、双葉8町村における津波による推定浸水域にかかる人口は東北地方全体の推定浸水域の約1.7%を占めており、インフラ復旧経費についても一定程度の規模が必要であると推測される。

復旧・復興のための費用は、5年間で少なくとも19兆円程度、10年間で少なくとも23兆円程度とされていること、建設工事における一般的な就業者の金額原単位などから、千人単位での雇用があることが推定される。

エ. 製造業等の再開、誘致等について

地域内で操業していた製造業等の企業の再開や新たな企業の立地については、雇用創出基金、グループ補助金、企業立地補助金等の活用も含め、一定の雇用創出効果が見込まれる。

なお、福島県によると、福島県全体で実施される企業立地補助金による雇用創出効果の現時点での試算は、直接雇用が2,700人、波及効果を含めると、5年間で8,800人、10年間で13,700人と試算されている。

※ 本資料は検討中のものであり、本日ご出席の各自治体の内部限りの扱いとしていただくようお願いいたします。

(四) 取組の進め方に関する事項

(1) 産業振興・雇用対策プラン

産業振興と雇用の確保を図るためには、国、自治体のみでなく、産業団体、関係機関が連携して、個々の事業者の状況に応じてきめ細かに事業活動を支える丁寧な取組が不可欠である。

このため、関係省庁は共同で帰還支援と地域経済再生、雇用の創出と確保のための産業振興・雇用対策プランを取りまとめ、具体的な事業支援メニューを提示するとともに、きめ細かな施策実施の体制を構築し、強力に取組を推進する。

なお、国、福島県は、福島復興の一環として検討・推進されている医療や再生可能エネルギー、放射線管理などに関する構想を有機的に連携させ、全体が最適化された拠点を形成し、効果的に福島の復興及び再生の推進を図るため、「福島研究開発・産業創造拠点構想」(案)を共同で推進中である。

上記プランにおいてもこの構想を適切に位置づけ、避難地域やその周辺地域においても環境回復・創造、廃炉技術分野等の研究開発拠点の立地とそれに伴う産業の集積を進めるよう、関係者が連携して取り組む。

(2) 農林水産業再生プラン

地域に根差した農林水産業の再生のためには、地域の実情に応じた取組方針の下に、地元自治体、農業関係者等が行う事業再開に向けた取組を国がきめ細かくサポートし、事業に携わる方々が自信を持って食材等を提供できる環境を整える必要がある。

このため、関係省庁は共同で農林水産業再生のための道筋として、帰還の取組を進める際の基本的な考え方、具体的な取組、事業支援メニューを提示し、地域の実情に応じた取組を推進する。

(3) 市町村ごとに対応

被災市町村ごとのインフラの具体的な姿については、市町村が作成される復興に関する計画において具体的に示されるものと想定。それについて、国は、被災市町村ごとに具体論を検討し、対応を行う(IV. 参照)。

対外非公表

※ 本資料は検討中のものであり、本日まで出席の各自治体の内部限りの扱いとしていただくようお願いいたします。

3. 避難の状況に応じた生活の再建

(一) 取組の指針

見込まれる避難生活の長さに応じて行う当面の生活環境の確保と避難からの生活の再建について、以下の長期的な視点により取組を実施する。

それぞれの被災者の方々が、それぞれの生活場所において、震災と原発事故により分断された家族の生活環境や地域のコミュニティを回復し、安定した就労のもと、生活の再建を円滑に進められる状況を目指す。また、放射線量、インフラの復旧などの生活環境等の改善状況に基づき、長期に帰還が困難であった地域においても住民の帰還を可能とする。

※ 本資料は検討中のものであり、本日ご出席の各自治体の内部限りの扱いとしていただくようお願いいたします。

①居住環境等の確保整備

それぞれの被災者が帰還先又は避難先で安定的な居住環境を確保し、生活の再建に取り組めるようにする。具体的には、避難が必要となる期間、被災者が希望する避難中の居住地域・形態、生活拠点に求める機能等を把握した上で、福島県や被災者の受入れ先となる自治体を含む関係自治体と調整し、避難期間中の生活拠点の確保・整備方針を確定する。また、当該方針に基づき、必要な生活拠点の確保・整備等を進め、新たな拠点へのできる限り早期の移転に向け取り組む。

仮設住宅については、入居期間の原則2年間で1年間延長したが、その後についても、住宅の復興状況や被災自治体の考えなどを十分に踏まえて柔軟に対応し、居住環境を確保する。

なお、避難先では、避難元自治体におけるつながりを維持しつつ、被災者に対する健康管理、メンタルヘルスケア等の各種支援を行うとともに、それら支援に関する情報提供を行う。

②生活の再建に向けた就労支援と当面の賠償

多くの被災者の方々が生活再建の第一歩として働く場を確保する必要があるため、産業振興や雇用創出の取組を通じて、そうした方々に可能な限り就労の機会を提供する。その際には、1人でも多くの住民が臨時的な就労状態から安定的な雇用へ円滑に移行することを目指す。

また、東京電力による損害賠償を迅速に実施することにより、当面の生活費を確保する。その際、就労に対する特別の努力を評価し収入分を賠償金から差し引かないことなど、そうした方々の就労意欲に配慮するとともに、個別事情に応じた損害を含め、丁寧な賠償を迅速に実施することにより、帰還に関する意思決定や具体的な生活設計に向けた取組を支える。

※ 本資料は検討中のものであり、本日ご出席の各自治体の内部限りの扱いとしていただくようお願いいたします。

(二) 実施すべき取組

避難の状況に応じた生活の再建のために取組を進めるべき主要事項を列挙すれば、以下のとおりである。

国は、福島県、自治体を始め関係者と一体となって、的確な分担のもとに、これらの事項の推進のための具体的な施策を展開するものとする。

① 居住環境等の確保整備

- ・生活拠点の確保・整備のために、「双葉8町村・県と国との協議の場」などを通じて、福島県や避難自治体と調整を進めるとともに、福島県とも連携して、被災者を受け入れている自治体や今後生活拠点を受け入れる自治体に対しても、協力依頼や、財政面等での支援等を行う。
- ・空間線量の自然減衰マップ等に基づき、自治体ごとに帰還時期の目標設定の協議を進める。
- ・被災者が希望する避難中の居住地・形態、生活拠点に求める機能等を把握するために、被災者に対する住民意向調査を実施する。
- ・以上を踏まえ、避難期間中の生活拠点の確保・整備方針を策定し、それに基づき必要な生活拠点の確保・整備を進める。
- ・健康管理・メンタルヘルスケア等を適切に受けられるよう、医療・福祉体制の充実を図る。

② 生活の再建に向けた就労支援と当面の賠償

- ・産業振興・雇用対策プランにおける取組など、産業振興と雇用創出のための取組を推進する。
- ・現在、賠償基準が明示されていない部分などについて、避難指示区域見直しや被災者の方々の帰還の状況、生活実態等を踏まえ必要に応じて基準の明確化を進める。
- ・東京電力における支払事務の加速化、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介を円滑に実施するとともに、原子力損害賠償支援機構によるきめ細かな相談事業を的確に指導する。

対外非公表

※ 本資料は検討中のものであり、本日まで出席の各自治体の内部限りの扱いとしていただくようお願いいたします。

(三) 取組の進め方

○生活拠点の確保・整備方針の策定

生活拠点に係る住民の意向等を把握した上で、福島県や被災者の受入れ先となる自治体を含む関係自治体と調整し、避難期間中の生活拠点の確保・整備方針を策定。

対外非公表

※ 本資料は検討中のものであり、本日まで出席の各自治体の内部限りの扱いとしていただくようお願いいたします。

4. 放射線対策の強化

放射線に関する対策の強化のため、以下の取組を進める。

(一) 取組の指針

(1) 除染

避難区域における除染については、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号)」に則り定められた「除染特別地域における除染の方針」、「特別地域内除染実施計画」等に定めるところに沿って行うこととされており、これに沿って取組を進める。

(2) モニタリング

空間線量測定や河川、地下水などの放射性物質濃度測定を継続して実施し、それらの結果を迅速かつ分かりやすく公表する。これにより、帰還した際の生活環境からの放射線被ばくに係る住民の不安の払拭を図る。

また、避難指示の解除の進捗に応じて、きめ細かなモニタリングを行うことにより、安心して生活できる環境の整備に資する。

(3) 健康管理・健康不安対策

放射線による健康被害の未然防止、早期発見及び治療により健康影響に対する不安を軽減、払拭するため、福島県が行う健康管理調査の適切かつ着実な実施に関し必要な取組を行う。

また、放射線に関する知見の共有の取組を進め、放射線に関する共通理解の醸成を図る。

原子力被災者等の健康不安については、「原子力被災者等の健康不安対策調整会議」において、今後必要な施策の全体像を明らかにするアクションプランを策定したところであり、本アクションプランに基づき、担当省庁が一丸となって取組を進める。

対外非公表

※ 本資料は検討中のものであり、本日ご出席の各自治体の内部限りの扱いとしていただくようお願いいたします。

(二) 実施すべき取組

放射線対策として取組を進めるべき主要事項を列挙すれば、以下のとおりである。

国は、福島県、自治体を始め関係者と一体となって、的確な分担のもとに、これらの事項の推進のための具体的な施策を展開するものとする。

(1) 除染

- ・ 特別地域内除染実施計画に従い、概ね年間積算線量 50 ミリシーベルト以下となる地域について、平成 24 年度、25 年度において、人の健康の保護の観点から必要である地域について優先的に除染を実施する。
- ・ 農用地については、関係機関と連携して、その特性を踏まえた除染等の措置の方法等について検討した上で、除染等の措置を実施する。
- ・ また、森林については、住居等近隣における措置を最優先に行うものとし、その他の森林については、当面は蓄積されつつある技術的知見を踏まえて、関係機関と連携して、今後の対応を検討する。
- ・ 概ね年間積算線量 50 ミリシーベルト超となる地域については、除染技術の確立及び作業員の安全性の確保のための除染モデル実証事業を実施し、その結果等を踏まえて対応の方向性を検討する。
- ・ 特に、高線量地域で復旧・整備が必要な常磐自動車道については、除染モデル実証事業を実施した上で、本格的な除染を行い、早期供用を目指す。
- ・ 除染の円滑な実施のため、仮置場、中間貯蔵施設の確保などについて必要な措置を講じる。

(2) モニタリング

- ・ モニタリングポスト等による空間線量測定や河川、地下水、農地などの放射性物質濃度測定を継続して実施する。
- ・ 日常生活を営む上で必要不可欠な飲料水の安全性を確保するた

対外非公表

※ 本資料は検討中のものであり、本日ご出席の各自治体の内部限りの扱いとしていただくようお願いいたします。

め、水道インフラ復旧にあわせて水道水についての放射性物質濃度測定のために必要な措置を講ずる。

- ・ 避難区域等を対象として、走行サーベイを活用した空間線量率の詳細な面的モニタリングや広域インフラの復旧作業に資する詳細モニタリングなどを実施する。
- ・ 避難指示解除準備区域や避難指示が解除された地域を対象に、地元ニーズを踏まえつつ、避難指示の解除の前後において、①学校、病院等の主要なポイントのモニタリング、②通学路、公園等の面的な詳細モニタリング、③市町村の個別の要望に対応した詳細モニタリング（例：飲用に供している井戸水等の地下水）を実施する。また、除染の進捗を踏まえた空間線量率の測定を実施する。

(3) 健康管理・健康不安対策

- ・ 健康管理調査の着実な実施、外部被ばく線量推計、甲状腺超音波検査の結果等必要な情報提供等の取組を支援する。
- ・ また、外部被ばく線量の推計に関する調査や18歳以下の子どもに対する甲状腺超音波検査に加えて、白血球分画等の追加的調査が行われることとなっており、こうした取組に対して支援を行う。
- ・ 万が一、将来において健康被害が発生した場合の措置の内容について、検討を進める。
- ・ 放射線に関する知見の共有、共通理解の醸成を図るため、種々の場での情報提供を行うほか、放射線影響に関する情報発信者の人材育成、情報の受け手ごとの取組、情報拠点の形成などに取り組む。
- ・ 内部被ばく状況の測定や住民自らの被ばく線量の確認を推進するため、必要な取組を行う。

※ 本資料は検討中のものであり、本日ご出席の各自治体の内部限りの扱いとしていただくようお願いいたします。

IV. 今後の進め方

1. 国と自治体の役割分担

原子力政策を進めてきた国は、基本姿勢でも述べたとおり、福島における原子力災害からの復興について、責任を持って総力を挙げて取り組む。

福島県や被災市町村は、被災された方々一人一人の思いを大切にしながら、生活再建に必要な取組を自治体として推進される立場にある。このような地域の取組を尊重し、県や市町村の意向を踏まえつつ、国が前面に立って、復興のために必要な取組を推進する。

2. 自治体ごとの復興計画

復興の取組は、自治体ごとに置かれている状況が相当程度異なることから、自治体単位で取組を進める必要がある。各自治体において、復興計画の策定が進められており、国はその取組に寄り添いつつ、国として施策に取り組む必要がある。このため、国は、考慮すべき事項をこの取組方針において明記した上で、被災市町村ごとに作成される復興計画の作成の過程で、福島県とも一緒になって具体論を検討し、政策として提示、実行していく。

3. 市町村の体制確保

復興の取組を進めるため、

- ①被災市町村ごとに課題を関係省庁等で共有する仕組みを作り、被災市町村ごとの課題に丁寧に対応していく。
 - ②被災市町村の復興計画の策定やその実施に必要な人員体制を確保するため、人的支援を引き続き行う。
 - ③ 災害復旧等の費用の補助、震災復興特別交付税などにより、市町村の復旧・復興事業に係る財政負担の軽減を図る。
- などを通じて、被災市町村の体制確保に努める。

4. 施策の展開

本グランドデザインにおいて取り上げた事項については、今後、福島復興再生特別措置法に基づき定める「福島復興再生基本方針」及び「避難解除等区域復興再生計画」に適切に取り入れるなどによ

対外非公表

※ 本資料は検討中のものであり、本日まで出席の各自治体の内部限りの扱いとしていただくようお願いいたします。

り、現に推進中の施策や立案中の施策を含め体系的な施策の展開を図り、被災者の生活の再建と避難地域の復興再生を強力に進める。

また、国の取組方針、施策を住民や事業者向けに分かりやすく説明するなどにより、広く取組の推進を図る。

避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の検討状況について

平成24年6月
経済産業省

1. 本資料の位置づけ

- ① 平成24年3月16日に中間指針第二次追補が公表されたところであるが、東京電力は、これに対応する賠償の基準を策定し、可能な限り早期に賠償を実施していくこととなっている。
- ② 一方、この賠償基準は、政府が進める避難指示区域の見直し及び今後の被害者の方々の生活再建に密接に関わるものであるため、政府としてはその策定を東京電力任せにするのではなく、被害を受けた自治体の意見、住民の方々の実情を伺い、それを可能な限り賠償基準に反映すべく、東京電力と調整を進めているところである。
- ③ 本資料は、その調整の方針と現状を示すものである。
- ④ なお、今回の賠償基準の中には、今後更に調整が必要な事項もあり、また、ここで賠償の対象として明記された損害以外にも、賠償を検討すべき損害が存在する。政府としては、引き続き関係自治体や住民の方々の意見等も伺いつつ、今後の賠償の充実に努めていく所存である。

2. 基本方針

避難を余儀なくされている被害者の方々の中には、できるだけ早く帰還して生活を再建することを希望する方や、あるいは、新たな土地に移住をすることを選択する方など、様々な立場の方が存在する。

このような様々な考えの方々がいることを前提として、賠償のあり方が不公平感を惹起することのないよう、最大限の配慮を行うと同時に、帰還した上での生活再建や、新たな土地における生活の開始など、それぞれの選択に可能な限り資するような賠償の枠組みとする。

(1) 生活再建を開始するための十分な金額の確保

住宅宅地の賠償においては、再取得を考慮した算定を行うとともに、営業損害・就労不能損害においても、十分な賠償期間を確保する。

(2) 事業再開を促進する追加的賠償等

- ① 営業損害の賠償については、農林漁業・事業の再開のために必要な追加的費用を賠償するとともに、一定の条件のもと、再開後の風評被害等についても、賠償を行うことにより、事業の再建を積極的に支援する。
- ② また、就労意欲を阻害しないよう、困難な状況の中で就業や事業を再開したことに伴う収益について、営業損害や就労不能損害から控除しない。

(3) 新たな生活開始のための配慮

新たな生活開始を支えるため、市町村の復興の計画も踏まえつつ、財物、精神的損害、営業損害・就労不能損害等幅広い損害項目について、当初の一括払いを可能とする。

3. 避難指示区域における賠償の方針

(1) 不動産（住宅・宅地）に対する賠償

【基本的な考え方】

- ① 帰還困難区域においては、事故発生前の価値の全額を賠償し、居住制限区域・避難指示解除準備区域は、事故時点から6年で全損として、避難指示の解除までの期間に応じた割合分を賠償する。

※ 居住制限区域・避難指示解除準備区域において、避難指示解除が事故から6年を超えた場合は全損、事故時点から3年で解除された場合、半額となる。

- ② 解除の見込み時期までの期間分を当初に一括払いをすることとし、実際の解除時期が見込み時期を超えた場合は、超過分について追加的に賠償を支払うこととする。

- ※ 解除の見込み時期は、市町村の決定があればそれに従い、なければ、居住制限区域であれば事故時点から3年、避難指示解除準備区域であれば事故時点から2年を標準とする。

【事故発生前の価値の算定】

① 土地

固定資産税評価額に1.4倍程度の補正係数をかけて事故前の時価相当額を算定する。

② 建物

同等の建物の再調達価格に配慮し、下記の考え方で賠償額を算定する。

1. まず、事故前の固定資産税評価額を元に、新築時の固定資産税評価額を算定し、物価変動を考慮した上で、固定資産税評価と時価相当額との調整を行うため1.7倍程度の補正係数をかけて、新築価格を算定する。
 2. その上で、築年数の経った建物にも配慮して、公共用地の収用時と同程度の長期の耐用年数（木造住宅で48年）で減価償却し、築年数に応じた事故発生前の価値を算定する。また、残存価値には20%の下限を設け、古い建物でも一定の賠償額を確保する。
 3. 外構・庭木等については、建物価格に一定比率をかけて推計したものを賠償額とする。
- ※1 建物の賠償額のうち修復費用等については、建物の床面積に比例した金額を先行して支払うこととする。（1㎡当たり約1.4万円程度）
- ※2 土地・建物について、様々な事情により、上記の賠償方式が適用できない場合には、別途、個別評価を行い賠償する。

【事業用の不動産等の賠償】

事業用不動産や償却資産、田畑、森林等については、その収益性は営業損害の賠償に反映することを基本とし、加えて、資産価値についても適切な評価方法を検討する。

(2) 家財に対する賠償

- ① 家族構成に応じた定額の賠償とするが、損害総額が定額を上回る場合には実費の賠償も選択可能とする。
- ② 帰還困難区域は居住制限区域・避難指示解除準備区域と比較して一定程度高くなる設定とする。

※1 大人2名、子ども2名の場合、定額は、帰還困難区域では600万円超、居住制限区域・避難指示解除準備区域では、500万円を下回る程度を想定。

※2 一時立入に要する費用の一括払いの算定において、若干②の差額が補正される。

(3) 営業損害・就労不能損害に対する賠償

① 営業損害、就労不能損害の一括払い

帰還後や、移住・移転を選択する際の生活再建、操業再開に資するため、従来の一定期間毎における実損害を賠償する方法に加え、一定年数分の営業損害、就労不能損害を一括で支払う方法を用意する。

※ 農林漁業：5年間、農林漁業以外の業種：3年間、給与所得：2年間を想定。

② 就労・事業再開による収入は差し引かず

営業損害及び就労不能損害の賠償対象者が、営業再開、就労再開により収入を得た場合、賠償期間中の当該収入分の控除は行わない。

※ ただし、広域に事業を展開する大企業については一括払いの対象外とし、営業損害の賠償から、事業再開後の収入を控除することとする。

③ 事業再開支援

帰還して営農や営業を再開する場合、その際に必要な追加的費用に加え、一括払いの対象期間終了後の風評被害については別途賠償の対象とする。

(4) 補足事項

【精神的損害の一括払い】

- ① 本年6月以降の精神的損害について、帰還困難区域で600万円、居住制限区域で240万円(2年分)、避難指示解除準備区域で120万円(1年分)を標準とし、一括払いを行う。
- ② 上記の標準期間以外に、解除までの見込み時期を市町村が決定する場合には、当該期間分の一括払いを行う。
- ③ その上で、実際の解除時期が標準の期間・見込み時期を超えた場合は、超過分の期間について追加的に賠償を支払うこととする。

4. 旧緊急時避難準備区域等における賠償の方針

(1) 家屋の賠償

当初の避難における家屋についての損失を推認し、一定額（30万円程度を想定）の賠償を行う。

(2) 精神的損害・避難費用等の賠償

旧緊急時避難区域の実態に鑑み、児童・生徒（中学生）以下の年少者の精神的損害について金額調整の上（月額5万円を想定）継続するとともに、全世帯について、通院交通費等生活費の増加（来年3月分までとして一世帯当たり50万円程度を想定）を考慮した賠償を継続する。

(3) 営業損害・就労不能損害の賠償

住民の生活再建の視点を踏まえ、営業損害（農業等を含む）については、平成25年末まで、就労不能損害については、平成24年末まで（勤務先が避難指示区域外の場合）継続するとともに、一括払いの選択肢を用意する。また、賠償期間中の追加的な収入については賠償金から控除しない。

(4) 早期帰還者等への精神的損害の賠償

早期帰還者・滞在者については、避難継続者との賠償の差異を解消する観点から、遡って支払いを行う。

(5) 旧屋内退避区域等への対応

旧屋内退避区域及び南相馬市の一部については、避難継続者に対して昨年9月末まで精神的損害の賠償が支払われていたことから、早期帰還者及び滞在者に対してもその間の精神的損害の賠償について遡って支払いを行う。また、家屋の賠償、営業損害等についても、旧緊急時避難準備区域の考え方に準じた扱いとする。

以上

「原子力被災自治体（双葉地方町村以外）及び福島県と国の協議会」議事概要（未定稿）

平成24年6月9日（土）18:30～20:30

（平野大臣）

- ・ 1年3カ月経過した今なお皆さま方に大変な苦勞をおかけしていることをお詫び申し上げます。
- ・ 一日も早い復興・帰還に向けて取り組みを加速していく必要があり、本日は、賠償、区域見直し、健康管理、避難地域のランドデザインについて現状の報告をさせていただき、様々な観点から皆様のご意見を頂戴したい。

（細野大臣）

- ・ 除染、健康管理の問題について、皆様の率直なご意見をお伺いしたい。
- ・ 常磐道については、7月末にもモデル除染が終了。仮置き場が確保した上で、年内に本格的な除染作業を開始し、開始後概ね1年後に除染を終えたい。その後間を置かずに整備に着手できるよう、国交省や道路会社と相談しながら準備していきたい。

（柳澤副大臣）

- ・ 原子力災害現地対策本部長着任以来9か月地域を歩き、省庁の枠を超えて取り組まねばと感じている。一日も早く一人でも多くの方に帰っていただけるよう精いっぱい取り組む。

（佐藤知事）

- ・ 4市町村と原子力災害についてこういった会合の場を持つのは初めて。県でも災害対策本部会合を260回ほど開いてきたがほとんどが原子力災害。原子力災害は日を追うごとに新たな局面を迎える。除染、賠償など様々な問題で市町村長は追及され苦勞されている。将来のある地域づくりに向けて国には誠意ある対応をお願いしたい。

【ここまででプレス退出。】

【国側から資料に基づいて説明。】



